

議案第78号 指定管理者の指定について
(港区立しばうら保育園等)

1 施設名称等

施設名称	所在地
港区立しばうら保育園	東京都港区芝浦三丁目1番16号
港区立しばうら保育園分園	東京都港区芝浦一丁目16番1号

2 事業者選定の経過

港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者選考委員会で1事業者を選考した後、港区指定管理者選定委員会の審議を経て指定管理者候補者を決定しました。応募事業者は、3事業者でした。

(1) 港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者選考委員会

	氏名	役職等
委員長	安梅 勅江	筑波大学 医学医療系 教授
副委員長	上村 隆	港区芝浦港南地区総合支所長
委員	岡田 耕一	聖徳大学 短期大学部保育科 教授
委員	田中 正浩	実践女子大学 生活科学部生活文化学科 教授
委員	請川 滋大	日本女子大学 家政学部児童学科 教授
委員	桑原 砂美 (令和6年3月31日まで)	港区子ども家庭支援部 保育課長
	清水 雅美 (令和6年4月1日から)	
委員	石原 輝章	港区子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター所長

(2) 選考委員会の開催状況

回数	開催年月日	審議内容
第1回	令和6年2月1日(木)	候補者の選考方法について 公募要項について 選考基準について
第2回	令和6年6月17日(月)	応募事業者の財務状況等について 第一次審査(書類審査) 第二次審査の方法について
第3回	令和6年7月5日(金)	第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング) 候補者の決定について

(3) 港区指定管理者選定委員会

令和6年8月2日(金)に開催された令和6年度第5回港区指定管理者選定委員会にて、港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者選考委員会で選考された事業者が、指定管理者候補者として選定されました。

3 選定された事業者

名称		小学館アカデミー・太平ビルサービス共同事業グループ
代表団体	名称	株式会社小学館アカデミー
	代表者	代表取締役 喜田 力
	所在地	東京都千代田区神田神保町二丁目20番地
構成団体	名称	太平ビルサービス株式会社
	代表者	代表取締役会長 狩野 伸彌
	所在地	東京都新宿区西新宿六丁目22番1号

4 指定期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで(10年)

5 選定の理由

- (1) 多様化する保育ニーズを把握し、ライブラリーの設置など事業者独自のノウハウを活かした計画提案や、英語を取り入れた遊びなど教育面の強化を図ることにより、利用者の満足度向上が期待できます。

- (2) 少人数でのグループ保育の実施、保護者や医師と連携したアレルギー除去食の提供、合同行事による本園・分園の垣根のない交流といった、園児と保護者の目線に立った上での、きめ細かな配慮を怠らない姿勢は、法人のこれまでの運営実績を踏まえた具体的で実現性の高い提案として評価できます。
- (3) 大規模園としての職員配置や法人の賃金体系について、安定的かつ質の高い保育園運営が見込める提案内容となっており、施設長候補者についても、保育施設の施設長経験が豊富で施設が果たすべき責務や現状・課題を十分に理解しています。また、職員の確保や人材育成等の点で本部のバックアップ体制が充実しているなど、10年の指定管理期間を安心して任せられる事業者として期待できます。
- (4) 類似施設の運営実績は申し分なく、建物・施設の状態を十分に理解した上で、専門的知見を活かした建物設備の維持保全が見込めるため、指定管理者として安定感があると考えられます。

6 今後の予定

令和7年4月1日 指定管理者による管理運営の開始

港区立しばうら保育園及び
港区立しばうら保育園分園
指定管理者候補者選考委員会
報 告 書

令和6年7月5日

港区立しばうら保育園及び
港区立しばうら保育園分園
指定管理者候補者選考委員会

目 次

はじめに

I	選考した指定管理者候補者について	1
II	選考経過について	2
III	選考対象者について	4
IV	選考結果について	5
V	最終選考結果について	8

はじめに

本報告書は、港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園の指定管理者候補者を選考するにあたり、「港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者選考委員会」における審査の経過及び結果について報告するものです。

港区が定めた「港区指定管理者制度運用指針」では、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用することにより、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスの提供が可能となる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を進めるとしています。

「港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者選考委員会」は、このような視点を踏まえた上で、しばうら保育園及びしばうら保育園分園の設置目的を最大限に活かし、効率的・効果的に区民サービスを提供することができる候補者の選考を行いました。

審査にあたっては、常に厳正さと公正さを確保するとともに、委員会として委員の総意の下に結論を導き出すよう努めました。

港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者から提案された内容は、施設の設置目的を十分に理解した上で、現状の課題を的確に捉え、かつ、将来を見据えた大変優れたものでした。3事業者からの応募があり、複数の事業者からの提案を比較・検討ができて、選考作業は大変充実したものとなりました。

応募いただいた事業者の皆様には深く感謝するとともに、選ばれた事業者には、港区立保育園条例に定める目的の達成に向け、指定管理者として十二分に力を発揮されることを強く期待いたします。

令和6年7月5日

港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者選考委員会
委員長 安梅 勅江

I 選考した指定管理者候補者について

1 指定管理者候補者

名 称	小学館アカデミー・太平ビルサービス共同事業グループ
代表団体	名 称：株式会社小学館アカデミー 代表者：代表取締役 喜田 力 所在地：東京都千代田区神田神保町二丁目20番地
構成団体	名 称：太平ビルサービス株式会社 代表者：代表取締役会長 狩野 伸彌 所在地：東京都新宿区西新宿六丁目22番1号

2 対象施設

施設の名称	所在地
港区立しばうら保育園	東京都港区芝浦三丁目1番16号
港区立しばうら保育園分園	東京都港区芝浦一丁目16番1号

3 指定期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日まで（10年）

4 選考の理由

- (1) 多様化する保育ニーズを把握し、本のライブラリーの設置など事業者独自のノウハウを活かした計画提案や、英語を取り入れた遊びなど教育面の強化を図ることにより、利用者の満足度向上が期待できます。
- (2) 少人数でのグループ保育の実施、保護者や医師と連携したアレルギー除去食の提供、合同行事による本園・分園の垣根のない交流といった、園児と保護者の目線に立った上での、きめ細かな配慮を怠らない姿勢は、法人のこれまでの運営実績を踏まえた具体的で実現性の高い提案として評価できます。
- (3) 大規模園としての職員配置や法人の賃金体系について、安定的かつ質の高い保育園運営が見込める提案内容となっており、施設長候補者についても、保育施設の施設長経験が豊富で施設が果たすべき責務や現状・課題を十分に理解しています。また、職員の確保や人材育成等の点で本部のバックアップ体制が充実しているなど、10年の指定管理期間を安心して任せられる事業者として期待できます。
- (4) 類似施設の運営実績は申し分なく、建物・施設の状態を十分に理解した上で、専門的知見を活かした建物設備の維持保全が見込めるため、指定管理者として安定感があると考えられます。

Ⅱ 選考経過について

1 選考の方法

(1) 第一次審査

応募法人から提出された申請書類及び計画書類について、財務関係書類、基本的事項の適格審査、計画書類に対する評価をもとに総合的な審査を行い、第一次審査通過者として2事業者を選考しました。

(2) 第二次審査

第一次審査通過者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、第一次審査と第二次審査とを併せた総合評価により指定管理者候補者を選考しました。

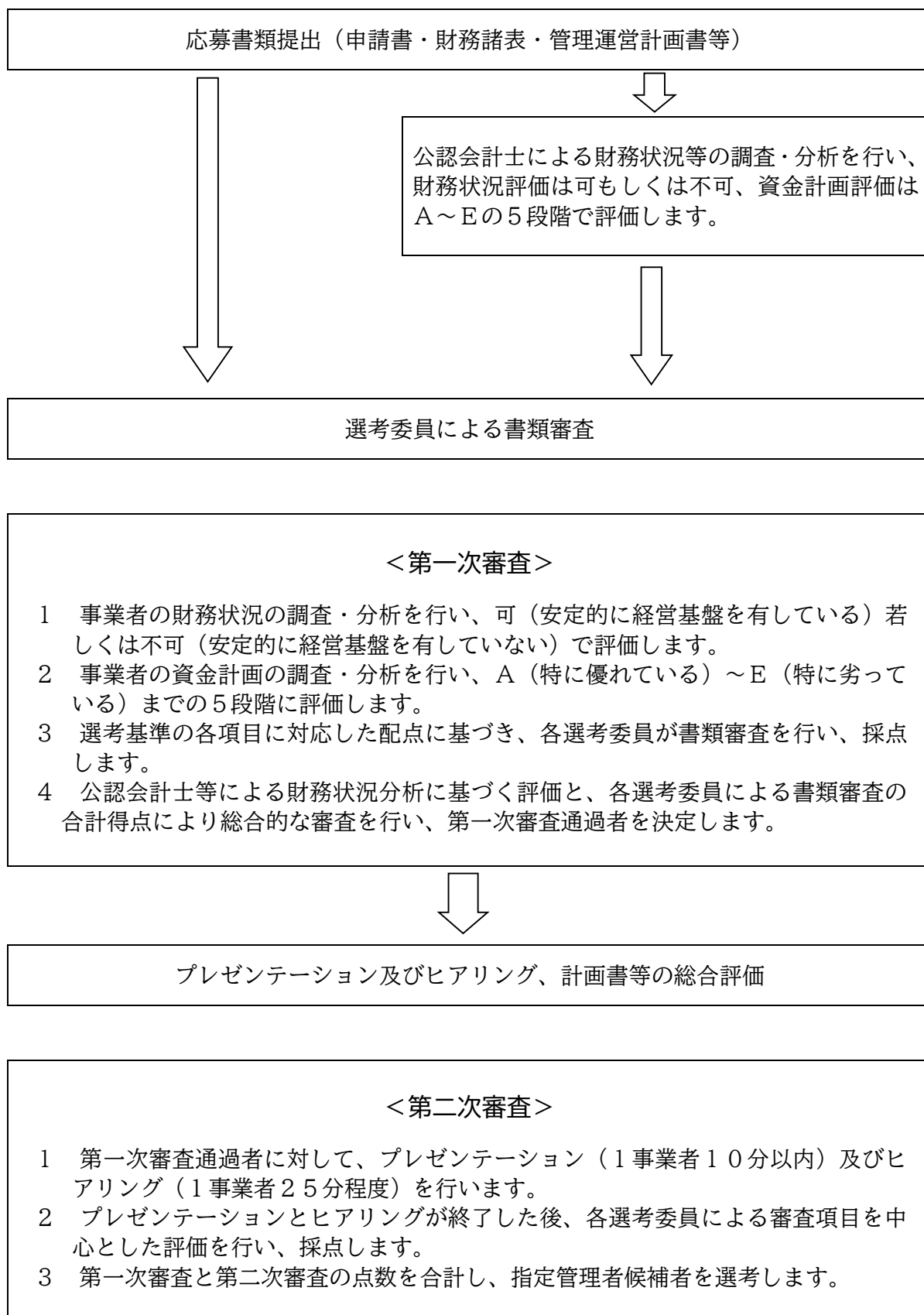
2 選考委員会の構成

委員長	安梅 勅江	筑波大学 医学医療系 教授
副委員長	上村 隆	港区芝浦港南地区総合支所長
委員	岡田 耕一	聖徳大学 短期大学部保育科 教授
//	田中 正浩	実践女子大学 生活科学部生活文化学科 教授
//	請川 滋大	日本女子大学 家政学部児童学科 教授
//	桑原 砂美 (令和6年3月31日まで)	港区子ども家庭支援部 保育課長
	清水 雅美 (令和6年4月1日から)	
//	石原 輝章	港区子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター所長

3 公認会計士

坂本 亮	坂本亮公認会計士事務所
------	-------------

4 選考の進め方



5 選考委員会等の開催状況及び経過

(1) 第1回選考委員会

日 時 令和6年2月1日(木曜日) 午前10時～午前11時30分
場 所 オンライン会議
議 題 委員の委嘱について
公募要項について
選考基準について

(2) 公募手続

ア 申請受付 令和6年2月19日(月曜日)～5月24日(金曜日)
イ 質問書受付 2月19日(月曜日)～3月1日(金曜日)
ウ 公募要項説明会及び現地見学会 2月27日(火曜日)
エ 質問への回答 3月15日(金曜日)

(3) 第2回選考委員会(第一次審査)

日 時 令和6年6月17日(月曜日) 午後5時～午後6時15分
場 所 オンライン会議
議 題 応募事業者の財務状況等について
第一次審査(書類審査)
第二次審査の方法について

(4) 第3回選考委員会(第二次審査)

日 時 令和6年7月5日(金曜日) 午後5時～午後7時15分
場 所 港区芝浦港南地区総合支所 101会議室
議 題 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
候補者の決定について

Ⅲ 選考対象者について

No	事業者の名称	所在地
1	事業者A(小学館アカデミー・太平ビルサービス共同事業グループ)	東京都千代田区神田神保町二丁目20番地 株式会社小学館アカデミー内
2	事業者B	—
3	事業者C	—

IV 選考結果について

1 第一次審査

(1) 財務状況分析等について

公認会計士による財務状況調査分析等報告書に基づき説明がありました。

ア 財務状況評価

各法人より提出された財務諸表（決算報告）を基に、財務規模、収益性、安全性について、数値及び比率分析等により、安定的に継続して指定管理業務を行うことができるか否かを、可若しくは不可の絶対評価を行いました。

イ 資金計画評価

各法人より提出された資金計画書を基に、資金・収支計画の正確性、安全性、収支見込の妥当性、運転資金調達の実現性、事業計画との整合性、経費見積りの妥当性などについて数値及び比率分析により、A～Eの5段階総合評価を行いました。

(2) 選考基準表に基づく採点

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計による選考を実施しました。

順位	事業者の名称	財務状況 評価	資金 計画 評価	合計点数 (1,400点満点)
1	事業者A（小学館アカデミー (A-1)・太平ビルサービス (A-2) 共同事業グループ)	(A-1) 可 (A-2) 可	A	1,027 点
2	事業者C	可	A	1,017 点
3	事業者B	可	A	826 点

※ 財務状況評価基準

可（安定的に経営基盤を有している）、不可（安定的に経営基盤を有していない）

※ 資金計画評価基準

A:特に優れている、B:優れている、C:標準的、D:劣っている、E:特に劣っている

(3) 選考経過

各委員が候補者の提案内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
事業者A (小学館アカデミー・太平ビルサービス共同事業グループ)	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設の運営実績は申し分なく、運営体制についても正規職員が多く非正規職員が少ない人員配置や、賃金体系の面で他の事業者よりも期待できる内容です。 ・親子が自由に閲覧できるライブラリーを設置するという提案は、事業者独自の強みが活かされており、子どもたちが様々な本に触れられる機会を与えるという点で評価できます。 ・少人数でのグループ保育の実施、分園から本園への接続、併設する子育てひろばあっぴいと連携について、具体性のある提案となっているのが評価できます。 ・建物・施設の状況を十分に理解しており、専門的知見に基づいた現実性が高い提案がされていました。 ・職員の研修についても様々なレベルで研修が行われて、しっかりと人材育成ができていると感じました。
事業者C	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の記載がわかりやすくまとめられていて、特に地域特性を踏まえた取組が十分期待できるような内容です。 ・全体的に大規模園を意識した提案内容となっており、現在の園の運営状況や課題をしっかりと分析していると提案書から感じ取れます。 ・プライバシーマークの認証取得や、給食提供時のトリプルチェックなど、安全・安心に関する対応が丁寧であると感じました。 ・職員配置の部分で副園長は配置していますが、主任保育士を置いておらず、実際に大規模園を運営する際に人員体制面で不安を感じます。 ・障害者の法定雇用率が足りておらず、多様な人材の確保の面で取組が不十分であると感じます。
事業者B	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で集えるカフェを設置するという提案は良いと思います。 ・提案書は抽象的な表現が多く、記述の分量についてもA4判1枚という指定がある中で、最終行まで埋められていない項目も多々見受けられ、内容が乏しいと言えます。 ・類似施設の運営実績の部分で、小規模保育園の実績が多くを占めていたことから、しばうら保育園という大規模な保育園の運営は難しいと感じます。 ・芝浦地区についての検討・分析が足りておらず、なおかつ提案内容が一般論に留まっており、具体性が不足しています。

	・職員配置のところで園長経験がある方が分園長・副園長に配置されておらず、園長候補者となる方の経験が十分ではないように感じます。
--	---

以上の点を総合的に勘案して、「事業者A（小学館アカデミー・太平ビルサービス共同事業グループ）」と「事業者C」を第一次審査通過者としました。

2 第二次審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

第一次審査通過事業者が10分以内のプレゼンテーションを行った後、管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容に基づき25分程度のヒアリングを行い、選考基準により審査しました。

(2) 採点結果

選考委員ごとの評価した点数を合計し、委員の採点した点数の合計と第一次審査の合計点を合算した総合点数を算出しました。

順位	事業者の名称	総合点数 (2,000点満点)	第一次審査点数 (1,400点満点)	第二次審査点数 (600点満点)
1	事業者A（小学館アカデミー・太平ビルサービス共同事業グループ）	1,457点	1,027点	430点
2	事業者C	1,447点	1,017点	430点

(3) 選考経過

各委員が第一次審査通過事業者の管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
事業者A（小学館アカデミー・太平ビルサービス共同事業グループ）	・全体的に本部のバックアップ体制がしっかりしていて、安定した保育園運営が展開でき、提案事業の実現性も高いと思いました。 ・施設長候補者は子どもや保護者に対して普段から丁寧に寄り添った対応をされているのが分かるような人柄で、豊富なキャリアを活かして大規模園でもリーダーシップを発揮できそうな方とい

	<p>う印象を受けました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園長と職員のコミュニケーションや職員同士の連携について、職員一人ひとりを大事に考えており、保護者や園児たちに対しても真摯にかつ丁寧に向き合っているとと思いました。 ・ 研修のプログラムがしっかり整備されていて、質問に対しても安定感のある受け答えができていました。
事業者C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な記述でかつ非常によく港区のことを勉強していることがわかるようなプレゼン資料になっていて、さらにその内容を施設長候補者も十分理解していて、自分の言葉で考えて述べていたところが良かったと思いました。 ・ 施設長候補者の受け答えからは、荒削りではありながらも保育に誠実に向き合っていく印象を強く受け、提案書以上の新しい視点を持った保育園運営が期待できると思いました。 ・ 提案事業自体は魅力的ですが、その実現性を考えたときに不安を感じました。 ・ 施設長候補者の経験が浅く、プレゼンテーションでも時間が足りていなかったり、ヒアリング中に回答に詰まるところがあったりして、長けたリーダーシップが必要な大規模園の運営を考えたときに少し安定感に欠けると感じました。

V 最終選考結果について

最終選考結果

指定管理者候補者の審査点数（2,000点満点）の得点率は72.9%であり、提案書の内容、事業者の体制ともに評価できるものでした。選考基準に基づき、選考委員会の総意として、「小学館アカデミー・太平ビルサービス共同事業グループ」を港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者として選考します。

【会議録】

会議名	第1回港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者選考委員会
開催日時	令和6年2月1日（木）10時00分から11時30分まで
開催場所	Teamsによるオンライン会議
出席者	出席者 7名 安梅委員長、岡田委員、田中委員、請川委員、上村委員、桑原委員、石原委員
事務局	芝浦港南地区総合支所管理課長 金田 芝浦港南地区総合支所管理課施設運営担当係長 北野 芝浦港南地区総合支所管理課管理係 佐藤
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 選考委員会の運営について 3 委員委嘱 4 委員紹介 5 委員長選出 6 議題審議 <ul style="list-style-type: none"> 議題1 公募要項（案）について 議題2 第一次及び第二次審査基準（案）について 7 今後のスケジュールについて 8 閉会
配付資料	<p>【配付資料】</p> <p>資料1 港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者選考委員会設置要綱（案）</p> <p>資料2 港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者選考委員会委員名簿（案）</p> <p>資料3 港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者公募要項(案)</p> <p>資料4 選考の進め方（審査フロー図）（案）</p> <p>資料5 港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者選考第一次審査選考基準・採点表(案)</p> <p>資料6 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）方法について(案)</p> <p>資料7 港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者選考第二次審査選考基準・採点表(案)</p> <p>資料8 今後のスケジュール(予定)</p>

会議の結果及び主要な発言

(発言者)	
芝浦港南地区総合支所長	<p>1 開会 (開会の挨拶)</p> <p>2 選考委員会の運営について</p> <p>3 委員委嘱</p> <p>4 委員紹介 (各委員から自己紹介)</p> <p>5 委員長選出</p>
事務局 E委員	<p>資料1の第5条2項の規定により、委員長は委員の互選により選出します。 安梅委員を委員長に推薦します。 (委員一同、異議なし)</p>
事務局	<p>資料1の第5条3項の規定により、副委員長は芝浦港南地区総合支所長にお願い します。</p>
	<p>6 議題審議 議題1 公募要項(案)について 議題2 第一次及び第二次審査基準(案)について 【議題1と議題2は関連する事項のため一括審議】 (事務局から配布資料について説明)</p>
委員長 E委員	<p>今の説明を受けて質問等ありますか。 公募要項案5ページの(4)職員体制イのところ、本園長についての規定が書かれています、分園長の規定は書かれていません。ここから読み取るに、分園長の規定はないということになりますか。例えば次のウでは、副園長について「クラス担任として3年以上の経験がある者、または、これまでに認可保育園及びこれに類する施設に主任として1年以上勤務したことがある者」と規定していますが、分園長については何も記載がなく、どのくらい大切な人かというのがわからず、分園長になる者は誰でもよいと捉えられてしまうことが心配です。</p>
事務局	<p>分園長についても、一定の基準を公募要項に追記させていただきたいと思いません。副園長と同程度の要件とすることで、いかがでしょうか。</p>
E委員	<p>(委員一同、異議なし)</p> <p>公募要項16ページの(2)複数の団体による共同申請について、事業者Aが本園、事業者Bが分園というようにAとBの事業者が協力して、それぞれが別々に担当するというのでしょうか。</p>

事務局	本園と分園の関係は、国の要綱において同一の事業者が運営するとされていますので、保育の部分については同一の専門事業者になります。ただし施設の維持管理部門については、ビル管理事業者が担当するという形で、2つ以上の事業者でグループ化して共同事業体を組む例があります。
F委員	公募要項の20ページ、「事業運営に関する書類」のところで、⑥の「保育目標、全体計画、個別計画及び指導計画の理念、考え方」の理念という言葉について、⑤でも保育理念とありますが、⑥の指導計画の理念というのはどういう観点で見れば良いのでしょうか。
事務局	⑤で保育に対する理念を聞いておりますので、次の⑥のところでも再び理念について提案を求めるのは、意味が重複することになります。⑥については、理念という言葉削除してもよろしいかと事務局としては考えますが、いかがでしょうか。
F委員	その場合、具体的な全体計画書や指導計画書の提出というのではなく、事業者が文章で考え方を書くだけで良いということによろしいのでしょうか。
事務局	計画書類の提出段階では、個別計画や指導計画については考え方のみで、指定管理者の決定後に、毎年度事業計画書を出してもらうということで、今回の指定管理者の選考では考え方のみになります。
F委員	次に⑪と⑫において、障害や外国籍、特別な支援が必要な子どもへの取組や子ども自身の悩みトラブル、人権についての記載がありますが、この他に最近では「性的マイノリティへの配慮」も重要な視点となりますので、⑪か⑫に入れたほうが良いと思います。
事務局	性的マイノリティへの配慮については⑪の「障がいや外国籍等」というところの中に文言を加えさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 (委員一同、異議なし)
F委員	公募要項の22ページ、安全対策・危機管理に関する書類の⑳食事提供時の安全への取組のところ、最近が発達に合わせた給食やおやつの内容、つまりは園児の発達に合わせた食事を提供できるかどうか、そして食事提供時の安全確保が取れるかどうかについても、文言として付け加えたほうが良いと思います。
事務局	子どもの発達に合わせた食事の提供について、公募要項20ページの㉑食事の提供についての取組や考え方という項目がありますので、こちらの方に文言を加えさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。 (委員一同、異議なし)
C委員	公募要項20ページ、㉒の子ども自身の悩み・トラブル対応のところ、カッコ書きで例示が書いてあり、保育園における虐待については記載があります。しかし、子どもたちを取り巻く環境として、保育園における虐待というより家庭における虐待のほうが圧倒的に多いので、そのような家庭での虐待についてどのように気づき、状況に応じて区の関係機関につないでいくのかが非常に重要なポイントになると思います。そういったところもぜひ提案していただきたいと思います。
事務局	保育園における虐待だけでなく、家庭における虐待についても、保育園としての早期発見が重要になってくるということで、「家庭」という文言を㉒に追記します。
C委員	公募要項15ページ「5 指定管理者に別途委託をしている事業」で、あっぱい芝

	<p>浦の運営の記載があります。計画書類ではあっぴいとの連携については様式30で求めている、その部分も大事な視点かと思いますが、今回保育園の指定管理選考ということで、あっぴいそのものの運営が確実にできるかについては、評価の対象になっていません。事業者からのこういった提案を基にあっぴいの運営を任せられるかを判断すれば良いでしょうか。</p>
事務局	<p>あっぴい芝浦の運営は、保育園の指定管理業務とは別で指定管理者に委託をするとしており、前回の開設時の選考委員会では、あっぴい芝浦の運営に関する提案も審査項目として入れていました。また、当初は事務局としてもこの部分を前回と同様にすることを考えておりましたが、庁内で検討した結果、本選考は指定管理者候補者の選考を目的とすることから、公募要項についても指定管理業務に限った内容とする判断になりました。選定された指定管理者があっぴい芝浦の運営事業者の適性を有しているかどうかは、別途開かれる業者選定委員会の中で審査をいただくことになっております。</p>
C委員	<p>あっぴいは指定管理施設ではないので、本選考で提案を求めないというのは適切だと思いますし、業者選定委員会で別途委託事業者を決めることも手続き的に正しいと思います。参考に、開設時に保育園の指定管理者にあっぴいの運営を委託した理由を教えてください。</p>
事務局	<p>あっぴい芝浦はしばうら保育園と同じ建物内に位置しているため、同一の事業者が運営することで一体となった子育て支援が可能となるということで決定しました。</p>
D委員	<p>保育園の指定管理期間は10年間ということで、これだけ先行きがすごく不安定な社会状況の中で、不測の事態が発生した時の事業者としての柔軟性や適応力を評価する項目も必要だと思います。例えば、第二次審査の項目の中に柔軟性や適応力を問う内容を組み込むと良いと思いました。</p>
事務局	<p>確かに一度の公募でそこから10年間運営をしていただくということで、不測の事態や想定していない事態にも、対応できる事業者の能力というのは大切かと思います。この部分については、資料7の二次審査の選考基準表の④で事業への意欲・適正というところがございまして、こちらの選考基準の中に入れさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
D委員	<p>第二次審査選考基準の④に入れていただくということでよろしく申し上げます。</p>
E委員	<p>今のご意見は、指定管理業務を10年間任せるという点ですごく大事な視点だと思います。選考基準に記載する具体的な文言は、事務局で調整していただければと思います。</p>
事務局	<p>かしこまりました。</p>
D委員	<p>第一次審査の資金収支計画などの会計に関する評価について、事前に会計の専門の方から追加のコメントや資料はいただけるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の選考では公認会計士に依頼し、応募してきた事業者の財務分析をしていただきますので、そちらの分析が終わったものについては、各委員の皆様にも情報提供させていただきます。また、第2回の選考委員会の際には、公認会計士の方が応募者の資金収支計画及び財務状況の分析結果を説明しますので、その説明を聞いた上で点数を修正していただくことも可能です。</p>
D委員	<p>そうしていただけますと助かります。それでは他にご意見がなければ、公募要項、第一次・第二次審査表、審査方法について本日の審議でのご意見を基に修正</p>

事務局	<p>して、決定ということによろしいでしょうか。</p> <p>(委員一同、異議なし)</p> <p>2点確認していただきたいことがございます。まず1点目として、「最低合格ライン」と「応募事業者が1者だった場合の審査」についてです。事務局としては、最低合格ラインは第一次審査と第二次審査ともに満点の60%とし、また、応募事業者が1者だった場合についても審査を実施し、最低合格ラインの60%以上であれば「選考」とさせていただくことを予定しておりますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>(委員一同、異議なし)</p> <p>次に2点目として、第一次審査項目のうち、「1 類似施設の管理運営実績」に関する評価については、現状、委員の皆様による採点を考えておりますが、過去の選考では、一定の基準を設けて採点をするという観点から事務局採点としている例もあります。今回は保育園の選考ですので、類似の保育施設の運営実績として、公立か私立か、認可か認可外かなど、基準を設けてのカウントが難しい側面もあり、事務局としては、委員の皆様それぞれの専門的な視点による採点をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(委員一同、異議なし)</p>
委員長	<p>7 今後のスケジュールについて (事務局から配布資料について説明)</p> <p>委員の方からご意見・ご質問はございますか。 (委員一同、異議なし)</p> <p>8 閉会 (閉会の挨拶)</p>

会議名	第2回港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者選考委員会
開催日時	令和6年6月17日(月) 17時00分から18時15分まで
開催場所	Teamsによるオンライン会議
出席者	出席者 7名 安梅委員長、岡田委員、田中委員、請川委員、上村委員、清水委員、石原委員
事務局	芝浦港南地区総合支所管理課長 金田 芝浦港南地区総合支所管理課施設運営担当係長 北野 芝浦港南地区総合支所管理課管理係 佐藤
会議次第	1 開会 2 財務状況等分析、資金計画分析結果について 3 議題 議題1 第一次審査通過事業者の決定について 議題2 第二次審査について ①審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の方法について ②追加要望資料の有無について 4 今後のスケジュール 5 閉会
配付資料	【配布資料】 資料1 財務状況等分析報告書 資料2 資金計画分析報告書 資料3 第一次審査(書類審査)採点集計表 資料4 第二次審査表 資料5 第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の方法について 資料6 第1回港区立しばうら保育園及びしばうら保育園分園指定管理者候補者選考委員会会議録 参考資料 港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者選考委員会委員名簿
会議の結果及び主要な発言	
(発言者)	1 開会 2 財務状況等分析結果について ・公認会計士から財務状況及び資金計画分析結果について以下を報告 【財務状況分析(可・不可評価)】事業者A-1 可 事業者A-2 可 事業者B 可 事業者C 可 【資金計画分析(A~E評価)】事業者A A 事業者B A

委員長
A委員

説明ありがとうございます。何か質問はありますか。
それぞれの事業者が提案した指定管理料において、その内訳の中の「その他経費」の全体からの割合は妥当な範囲なのかということと、「その他経費」の内容については問題ないのかを補足で説明していただきたいです。

公認会計士

まず「その他経費」の金額水準については、事業者A・B・Cでバランスが多少違いますけれども、いずれの事業者も指定管理料全体を100%とすると大体10%から15%ぐらいの数字になっております。これぐらいの規模感は他の指定管理施設でも見受けられますので、今回だけ際立って大きいという印象はありませんでした。また、「その他経費」の内容についてですが、例えば人件費や光熱水費など保育園の運営に直接かかる費用に加え、実際は運営するにあたっての経理や給与計算などの管理部門にかかる費用を本部経費として、「その他経費」に計上しています。これはどの事業者も同じことですので、特段違和感はありません。ただ、事業者Bについては、資金計画分析の「経費見積もりの妥当性」の項目において「要注意」という評価を付けました。これは「その他経費」の中で、本部経費として経営指導料を指定管理料の6%として計上していますが、これについて詳細が見えづらいということが言えます。経営指導料というと、一般的にグループ経営をしている企業が親法人に対して支払う項目であり、そうした慣行は実際にありますので、そのこと自体が問題ではありません。しかし、法人本部経費として人件費が既に計上されていたので、役務の重複がある可能性がありますし、その必要性が不透明であるため注意が必要です。

A委員
委員長

ありがとうございました。
他に質問はありますか。
(一同なし)

3 議題

議題1 第一次審査通過事業者の決定について

・事務局から第一次審査集計結果について説明

(集計結果 事業者A 1,027点、事業者B 826点、事業者C 1,017点)

委員長
E委員

それでは、第一次審査について審議します。各委員から講評をお願いします。点数は事業者AとCであまり差はなく、事業者Bだけ低くしました。まずBについてですが、あまり良かった点は無く、強いて言えば多様な人材の確保に努めているという点は評価できますが、全体的に説明が不十分であること、提案を箇条書きで完結させているところがあること、論理的に記述されていないこと、そして何より港区・芝浦という地域特性を意識した提案がされていないところが大きな問題点だと思いました。

次に事業者Aについては、港区での運営実績があること、人事体制もしっかりしているところが良かったと思います。ただ、一時保育や休日保育の対応が、少し不明確なところがありました。しばうら保育園は大規模園ということで、普段の保育を大事にするのは分かりますが、これからの時代は一時保育などのニーズにもしっかり対応していただきたいと思っています。また、事業運営や事業計画に

については標準的な提案内容であり、芝浦の地域特性を生かした提案を記載して欲しかったです。

そして事業者Cですが、良かったところは大規模園にふさわしい運営が提案されていると書面から感じられました。ただ、審査項目「6 その他」のところで、障害者の採用や多様な人材の確保が不十分だと思いました。それからもう一点懸念されるのが、AとBは主任保育士を配置しているのですが、Cは主任を置いていないことです。もちろん副園長は配置していますし、実際の運営にあたっては書面に載っていない主任保育士も配置するとは思いますが、それが明らかにされていない点で、大規模園の運営について不安が残りました。

結果的に採点では6点の差が付きましたが、AとCどちらも候補者としてふさわしいという実感を持ちました。

私が付けた点数としては高い順から言うとC、A、Bの順になりました。

F委員

事業者Aについては、その園独自で何をやりたいか、どういうことを展開していきたいかの具体性や独自性が少なかったです。また、地域の特性を踏まえた取組についても具体性が希薄だったこと、それから研修についても重要と位置付けているにも関わらず、研修内容と回数が明確でないことから評価を低くしました。また、港区との連携内容についても具体性に欠けていて、それがどこまで遂行できるのかが見えてこなかったため、その部分でもマイナスにしました。

Bについては、そもそも提案書の書き方と分量に問題があると思います。A 4判1枚という指定がある中で、表面のみの記載に留まり、中には表面すらも最終行まで埋められていない項目も見受けられ、それだけ内容が乏しいと感じました。それから、保育目標、全体計画の箇所で「保育の考え方は保育所保育指針、幼児教育・保育カリキュラムに基づく」とあって、このカリキュラムに基づくというのが何を意味しているのか不明確ですし、「保育課程」という用語はもう使われていないのにも関わらず、この言葉が大きく打ち出されていて、改定されてから随分経つのにまだその言葉を使っているということが、かなり心配だと思う部分です。また、子供自身の悩みやトラブルへの対応、子どもの人権のところで、表記の仕方を見ると、「ディスカッションを行い報告し合った」「よりよい保育をしていきたい士気が上がった」というように、ミーティングをした内容をただ書いているだけで、今後どうするかなどについては書かれておらず、この取組についての具体的な提案がないところで評価を低くしています。また研修についても、こちらとしては研修体制・期間・内容などの具体的な提案を求めているのに、その部分に対して明確に記載がないということで、本当にこの内容で研修をしているのか、そこまで考えが至っていないのかと勝手に思っていました。

事業者Cは、こういった提案資料を書き慣れていると感じました。見る側にわかるように書いてくれているというのは大事だと思います。評価を高くしたポイントとしては、大規模園を意識した記述になっていると思ったことです。それから、現在の園運営を分析して書いているような部分が見てとれました。つまり現在の運営状況をしっかり見ようとする姿勢が、提案書に出てきていると思いました。また、プライバシーマークを認証取得している点も良かったところです。指定管理業務の引継ぎのところで、私は皆さんよりも高い8点を付けましたが、高評価の理由としては引継ぎにかかる日程などがわずかではあります、具体的に書いてあったということがあります。

書類審査では事業者間で提案書の書きぶりに差がかなりあったということで、二次審査での施設長へのヒアリングで色々聞いていく上で、最終的に判断していきたいと思っています。

G委員

私の評価としては事業者AとCが僅差で、Bが低くなっております。

まず、Aは具体的な提案が多くて良いと思いました。子供たちの動きも少人数グループで行うとか、食育のところでも“食べる”ということを経営的にとらえていて、それらの取組を評価しました。また、自主事業計画の本のライブラリーという提案は、子供たちや保護者が様々な本に触れられる機会としてとても良いと思いました。職員配置についても、正規職員が多く非正規が少ないことや十分な人員を配置していること、賃金体系も適切であると判断しましたので、ここでは満点をつけています。加えて、分園から本園への接続についてもよく考えられていると思いますし、職員の研修についても様々なレベルで研修が行われていると思いましたので点数を高くしました。また、障害者雇用のところで、構成団体が直近5年間は法定雇用率をクリアしているというのも良かった点です。

次に事業者Bですけれども、やはり一番は具体性に欠けていたということです。保育園の運営実績はありますが、芝浦地区についての検討・分析が足りておらず、なおかつ一般論に留まっています、どこにでも通用するような話が多かったので、もっとしっかり検討した内容で提案して欲しかったと思いました。一方で良かったのは、提案事業計画のところで、親子で集えるカフェを設置したいと述べられていた点です。あとは園長候補者の経験が豊かで、良い人材を配置しようと考えているのはわかりました。

事業者CもA同様、具体的な提案が多く見受けられました。例えば地域特性を踏まえた取組について、現在港区やしばうら保育園で行っている事業を継承して行っていきたいということで、現状についてしっかりと検討されていると感じました。また、障害のあるお子さんや港区として重要な多言語・多文化への関わりについてもそつなく書かれていました。加えて特に良いと思ったのが、職員の配置について、正規常勤と非正規常勤含めてかなり手厚く配置しているところです。さらにはプライバシーマークの認証取得や、給食提供時のトリプルチェックなど、安全・安心に関する対応が丁寧であると感じ、事業者Aと同様点数が高くなりました。

C委員

私は事業者AとCは基本的には遜色がないような形で採点しまして、双方ともに運営事業者としての体力があると思いました。特にAについては、類似施設の管理運営実績のところは申し分なく、子どもを取り巻くトラブルや虐待、不適切保育への取組についても、非常に具体的な記載だったので高い評価をつけました。また、自主事業についても他の事業者と比べて面白そうな取組を検討していたところも高く評価をしています。管理運営体制についても、職員の配置や資格のところ、他と比べて期待できると思い点数を高くしています。さらには分園から本園への接続と、隣接する子育てひろばあっぱいとの連携のところ、非常に具体性を持った提案となっていて、よりうまく運営できるのではないかと思ったので高い評価をつけました。また、障害者の雇用促進についても他の事業者より採点を高くしております。

一方、事業者Bについては全体的に具体性に欠けるということで、点数としては一番低くなりました。類似施設の実績については十分あるとは思いますがけれど

も、職員の配置のところで園長経験がある方が分園長・副園長に配置されていないところや、障害者雇用が進んでいないというところで点数をかなり落としています。ただ指定管理料が一番安価に収められているというのもあったので、ここの評価の部分については、事業者Bの点数を3者の中で一番高くしています。

最後にCですが、資料が3者の中で最もわかりやすくまとめられていると思いました。特に地域特性を踏まえた取組のところで、Cが一番期待できる内容だと思いました。ただ、障害者の雇用促進のところがB同様あまり進んでないため、ここは点数を低くしています。

B委員

私は事業者Aが一番高く評価し、その次に事業者Cで、最後に事業者Bという採点になっています。

まずAですが、十分な実績があってその実績を踏まえた事業者だという印象を持ちました。職員体制もしっかりしていて、運営を任せることにあまり不安はない事業者だと思いました。私は提案資料の中で「再委託を予定している業務」に注目したのですが、Aに関しては業務完遂が望めると言いますか、予定する再委託は過不足がないことから、建物・施設の状態を十分に理解しており、共同事業体の専門的知見に基づいた現実性が高い提案がされていると判断したところであります。

次にBですが、資料に抽象的な表現が多かったこと、小規模の保育園の実績が多くを占めていたことから、しばうら保育園という大規模な保育園の運営は難しいと思いました。「再委託の予定をしている業務」についても、実際の運営が不安になるほど内容が薄く、かなり運営に不安がある事業者だという印象を持ちました。

最後にCですが、資料が分かりやすく公募に慣れている事業者だと思いました。評価が高い理由としては、職員配置のところで園長候補者が経験豊富でかつ、実績や意気込みを見ても申し分ない方だと思ったからです。特に最近は園長先生がどういう人かということだけで、その園の様子が変わることもありますし、これからの保育園運営というのはこうあるべきではないかというような、将来を見据えた事業提案となっていると思ったので、採点も全体的に高めに付けました。

A委員

私の採点は全体的に事業者Aが一番良くて、その次に事業者C、そして一番良くなかったのが事業者Bという形になりました。

Bは全体的に実績も少ないですし、提案書を見ても内容がかなり薄く、本当にやる気があるのかなという印象を感じました。園長候補者たちの配置計画のところでも、認可保育園の園長の経験がない人を配置すると予定されており、評価が低くなっています。

次にCですが、類似施設の運営実績も豊富にありますし、指導計画の考え方なども年齢別に具体的に書かれていて良いと思いました。また、ご意見箱を置く取組も面白いと感じました。ただ、障害者の法定雇用率が足りていないことや、全体的に一般的な内容が少し多かったのが残念だと思いました。

それに対してAなのですが、Cと大きく差があるということではありませんが、認可保育園の運営実績もありますし、夜10時までの保育対応の実績も十分あるようで、そういったところが具体的に書かれており、安心感があると思いました。加えて食事のところでも除去食の提供ということで、子供たちの目線から見た上

D委員	<p>でしっかりと配慮している点が良いと感じました。また、地域との繋がりところで散歩中の近隣の方たちへの挨拶を大切にしたいというところや、事業者の特色を活かしたライブラリーの提案も面白いと思い高く評価をしました。また、職員採用のところで研修後に内定を出すという取組も良いと思いましたし、人材育成や研修の中でストレスチェックに触れていたところや障害者の法定雇用率を満たしているところが、他の事業者にはない強みかなと感じました。提案内容により具体的な記載が多かったと感じましたので、AがCよりも若干点数が高くなっています。</p> <p>提案書の内容を全体的に見て、事業者AとCはこの事業者に任せても良いかなというレベルなのですが、事業者Bに任せるのは危ないなと認識しました。その理由としては、あまりにも記述が杜撰ですし、中身もしばうら保育園を分析したものではなく、どこからかそのままコピーしてきたのではないかと思うほど具体性に欠けています。各項目・各視点に評価できるようなことが書いてあったとしても、非常にその実現性に疑問を抱いてしまいましたので、私はBについては低く評価しています。園長候補者となる方もあまりプロフェッショナルだとは思いませんでしたし、その他の項目でも5段階中の「2」が多いという状況になっています。</p>
委員長	<p>一方で、事業者AとCは本当に慣れているような形の提案で、両者で差をつけにくかったのですが、Aは実績と経験に基づいて障害者雇用もしっかりとやっていると高く評価できますし、Cは地域支援の取組の部分がとてもすばらしかったのでその部分は特に高く評価しました。</p> <p>それでは各委員の講評を踏まえ、点数を修正したい方はいらっしゃいますか。 (委員一同、点数の修正なし)</p>
委員長	<p>点数を修正したい方がいらっしゃらないということで、このまま採点集計表のとおり点数で確定としてもよろしいですか。 (委員一同、異議なし)</p>
委員長	<p>それでは続きまして各事業者について第一次審査を通過させるか否かを決めたいと思います。最低合格ラインである満点の60%を超えている事業者Aと事業者Cを第一次審査通過とし、超えていない事業者Bは通過としないということで皆さんよろしいでしょうか。 (委員一同、異議なし)</p>
委員長	<p>議題2 第二次審査について ・事務局より第二次審査の方法について説明</p> <p>それでは第二次審査について審議します。 まず時間配分について、プレゼンテーション10分とヒアリング25分の時間配分はいかがでしょう。 (委員一同、異議なし)</p>
委員長 G委員	<p>次にプレゼンテーション時の条件及び方法についてご意見をお願いします。 今のご提案で概ねよろしいと思いますが、プロジェクターを使って良いということにすると、その分準備に手間取りますので、発表時間を有効に使うためにも、紙の資料をもとに発表していただくというご提案どおりでよろしいかと思いま</p>

	す。 (委員一同、異議なし)
E委員	第二次審査の審査項目の内容については、あらかじめ事業者には伝わっているのでしょうか。
事務局	第二次審査の審査項目については、現段階では事業者にはお伝えしておりません。
E委員	分かりました。私が心配に思ったのは、事業者が当日持ってきた資料が審査項目と全く関係ない内容のものだった場合、評価が困難となってしまうのではないかとということです。
事務局	今のご発言を受けて、プレゼンテーションでは「施設運営の考え方」や「施設の安全・安心の確保」という観点を中心にご説明いただきたいということを、第一次審査の結果通知の中で申し添えていくこととします。
E委員	ありがとうございます。
委員長	それでは事務局の提案どおりに第二次審査の条件を決定とすることとします。
	4 今後のスケジュール
	5 閉会 (閉会の挨拶)

会 議 名	第3回港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者選考委員会
開 催 日 時	令和6年7月5日（金）17時00分から19時15分まで
開 催 場 所	港区芝浦港南地区総合支所 101 会議室
出 席 者	出席者 6名 安梅委員長、岡田委員、田中委員、上村委員、清水委員、石原委員
事 務 局	芝浦港南地区総合支所管理課長 金田 芝浦港南地区総合支所管理課施設運営担当係長 北野 芝浦港南地区総合支所管理課管理係 佐藤
会 議 次 第	1 開会 2 プレゼンテーション及びヒアリング （1）事業者A （2）事業者C 3 第二次審査採点及び指定管理者候補者の選定について 4 閉会
配 付 資 料	【配布資料】 資料1 第二次審査選考基準・採点表 資料2 プレゼンテーション用資料（事業者A） 資料3 プレゼンテーション用資料（事業者C） 資料4 第2回港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者候補者選考委員会会議録 参考資料1 第一次審査集計結果 参考資料2 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）方法について
会議の結果及び主要な発言	
（発言者）	
委員長	1 開会 本日の第二次審査については、委員1名が欠席しているため、当該委員を除いた6人の委員の合計点（600点満点）で評価することとします。 （委員一同、異議なし）
委員長	2 プレゼンテーション及びヒアリング （1）事業者A（プレゼンテーション10分間、ヒアリング25分程度） 説明ありがとうございます。何か質問はありますか。
E委員	プレゼン資料にある「魅力ある事業」というのは、具体的にはどういったことを考えられていますか。
事業者A	保護者様がこの保育園に入ってよかったと思えることが大事であり、具体的にはプレゼン資料にもあります「えいごあそび」や「リズムあそび」、絵本の貸出などを通して、それらの経験を園児が家に帰って保護者に伝えていくことで、園と家庭を繋げていくことができると考えております。
E委員	大規模園ということで職員数が多いと思いますが、職員の定着率としては港区で

	<p>貴社が運営している他の園ではどうですか。</p> <p>また、給料に対する不満の声は保育士から挙がっていますか。</p>
事業者 A	<p>弊社全体での話になってしまいますが、毎年だいたい離職率でいうと 10%程度となっています。この数値は転勤や子育て等様々な理由がありますが、同業他社と比較すると低い方だと思います。また、給料に関しては、昨年度から弊社は保育専門会社となりまして、分社化する前までは難しかった就業規則の改定や、新たな休暇制度・退職金制度も実現させ、処遇改善の取組として働く保育士たちに還元しています。</p>
F 委員	<p>職員一人ひとりの資質を見極めてどのような研修を受けさせるかといったような、職員間の能力の格差を解消するための構想があったら教えてください。</p>
事業者 A	<p>園長として職員との関係性を深く密に築くというのが一番大事だと思っており、この職員は何が得意なのかを見定め、研修が日々の保育に活かされることを本人が納得できるまで丁寧に伝えていくことが重要なことだと思います。</p>
F 委員	<p>書類審査の資料の中に、保育所ごとに基本方針をアレンジしていくという旨の記載がありましたが、それに関連して、この港区という地域についてはどのような特色があるとお考えですか。</p>
事業者 A	<p>港区の保護者様は、自分の子どもに色々なことを学んでもらいたいという教育に対するモチベーションが高いと感じます。そのため、他の幼稚園で行っているような教育事業を取り入れることや、小学校入学を見据えた教育面の強化を行っていかねばと思います。</p>
C 委員	<p>大規模園を運営するということで貴社だからこその強み、特に職員とのコミュニケーションの面で、それをどう捉えているのかを教えてください。</p>
事業者 A	<p>弊社は様々な形態の保育園を運営しており、その経験とノウハウを活かすことで、「楽しみながら色々なことを学ぶ」という保育指針をしばうら保育園でも必ず実現できると思っています。職員は大人数になりますが、園長が対話を通して一人ひとりの素質を見抜いてあげることで、楽しみながら保育を行うことができると考えています。職員にとって園長が近い存在であり、何でも相談できるような良い関係性を築いていくことが、円滑な保育園運営には不可欠だと思います。</p>
C 委員	<p>港区芝浦という地域をどのように捉えていて、それに対してどのように取り組んでいかれますか。また、子どもを守るという観点から、安全・安心な保育に向けて重要だと考えていることを教えてください。</p>
事業者 A	<p>この地域は非常に子育て世代が多くいますし、その中での地域の大規模園のあり方として、保護者の方々が安心して子どもを預けていただけるよう、我々が先頭に立ってやっていきたいと思っています。安全面に関しては、しばうら保育園の建物自体が大きいので、その中で事故につながりかねない危険な箇所を見つけたときには、ハード面では本部や構成団体に相談して速やかに是正すること、ソフト面ではヒヤリハットマップを作成し、1年に1回は必ずそれを職員同士で見直したり、危険箇所がすぐに分かるような環境設定を行うなどをしていきます。</p>
C 委員	<p>現状から今後 10 年先を見据えた場合、しばうら保育園としてどのような発展を見込んでいますか。</p>
事業者 A	<p>10 年というスパンは非常に長いですが、その中で「安心できる保育」という基本は変えてはいけないと思っています。また、環境の変化に向き合いながら、小学校や近隣の他の保育園と連携し、新たな時代を作っていけたらと思います。</p>

B委員	保育士のキャリアアップに関して、貴社の取り組みの中で、例えば在籍何年目でどのくらいのポジションになっていくというのを認識させるようなプログラムなどがあれば教えてください。
事業者A	今の制度上、園長や主任のような一般的な役職以外にも、リーダーA・リーダーB、分野別リーダーなどの形でかなり細かくポジションを用意しています。その中で例えばリーダーは東京都のキャリアアップ研修を4科目受講しないと入れないといったような、年齢だけではなく実力と意欲のある方がキャリアアップを目指せる仕組みを取り入れ、それが職員の間でもかなり定着してきていると思います。
B委員	今のお話から貴社のキャリアプランというのはしっかり整備されていると思いますが、施設長候補者から見て、今の周りの職員たちのキャリアアップへの意欲はどの程度高いと感じますか。
事業者A	高みを目指したいと思っている職員は多いと思います。ただ、まとまった時間がないと勉強できないといった難しさもありますので、そこは本人の話を聞きながら、できる限りのサポートをしてあげられるよう心掛けています。
B委員	港区には外国籍の方も多くいますが、多言語対応については貴社としてどのように取り組まれているのかを教えてください。
事業者A	英語を話せる職員は何人か配置しておりますが、それ以外の言語は、ポケットクのような翻訳機具を用いて、円滑に意思疎通ができるよう努力をしているところです。
A委員	提案資料の中に、少人数のグループに分かれて保育を行うとありましたが、そのような提案をした理由や導入によるメリットを教えてください。
事業者A	少人数に分けての保育では、子ども一人ひとりに寄り添うことができ、保育士が丁寧に子どもを見てあげられるというのがメリットとしてあります。また、保育者同士の協力は必要になりますが、グループごとに園児の情報を共有することで、その園児の意思が汲み取りやすくなったり、対話がスムーズに行ったりすることが多くあります。
A委員	港区は地域とのつながりというものを大事にしていますが、今後地域との関わりの場面において、どのように取り組んでいこうと考えていますか。
事業者A	国際色豊かな港区では、外国籍の家庭も多くいらっしゃいます。園での様々な行事を通して、日本の文化に触れていただく機会を設け、言葉の壁を超えて楽しんでいただけるのではないかと考えております。
D委員	施設長候補者の方は長いキャリアをお持ちだと思いますが、これまでに経験してきた中で一番難しいと思った保護者対応のエピソードを教えてください。
事業者A	他の職員や自分の前の園長には全く口を聞かずに話さない保護者の方がいて、他の職員たちはその対応に苦慮していましたが、私自身は初めてその方と対面した時に、小声で発されたのを聞き逃さずその場ですぐに対応できたことで、それからその方と良好な関係とまではいかないまでも、私にだけは話していただけるようになって、結果的にはそのまま何事もなくその方は卒園されたということがあります。
D委員	虐待の予防に関して、グレーゾーンを早く発見しきちんと支援していくというのは非常に重要な保育園の役割ですが、それを実現するために園長としてどのように保育者と協力しながら行っていきますか。
事業者A	クラス担任の保育者であれば、園長などよりも園児や保護者との距離が近く、い

	<p>つも見ているので異変にも気が付きやすいので、職員間で話し合いながら事態の程度にもよりますけれど、港区の相談機関に連絡して対応方法を仰ぐことで、虐待の早期防止に繋がったり、園児から発信しやすい環境作りを行っていくことが重要だと考えております。</p> <p>(2) 事業者C (プレゼンテーション 10 分間、ヒアリング 25 分程度)</p>
委員長 E委員	<p>説明ありがとうございます。何か質問はありますか。</p> <p>プレゼン資料の「大規模園としての取組」のところで「ダイナミックな遊び」を提案されていましたが、これが貴社の提案の一つの目玉と捉えてよろしいでしょうか。</p>
事業者C	<p>大人数でも少人数でも一人ひとりに丁寧な保育というのは変わらないですが、大人数の保育を行うことの重要性や、体験というのは少人数ではできないこともあると思いますので、そういった意味で大人数に合わせたダイナミックな活動ができるようにいたします。</p>
E委員	<p>資料の中に「経験と関わり、価値観の共有」とありますが、これだけ大規模な園となると職員が同じ価値観を共有することはなかなか難しいのではないかと思います。この点については施設長候補者としてどのようにお考えですか。</p>
事業者C	<p>既存の施設で毎日必ず私が行っているのは、保護者や園児が落ち着けるように、一人ひとりの目を見て挨拶することを心がけることなのですが、そういったところから園長との関わりやすさ・話しやすさというものを大事にしてきました。職員の数が多くても少なくても今まで私が大切にしてきたことを必ず実践して、一人ひとりとコミュニケーションをしっかりと取りながら、それを仕事に活かしていきたいと考えております。</p>
F委員	<p>プレゼン資料の中にも「一人一人のニーズに合わせた研修の機会を全職員に設定」とありますが、例えば園長から見て力不足の職員やもっと能力を伸ばしてほしい職員を研修に行かせることになった場合に、それをどのように職員に伝えるかといった構想があれば教えてください。</p>
事業者C	<p>今の保育士たちの多くは研修への積極性というものがやや欠けていると感じており、研修の機会を多く設定した上で、個人としっかり話をして、例えば不適切保育が近年重要になっているので、自身は不適切な保育をしていないという認識であっても、その時代に沿った不適切保育とは何かをしっかりと学んできてもらってそれを全職員に伝えてもらうということをしていきたいと思っております。</p>
F委員	<p>プレゼン資料「2 施設運営の考え方」でいくつか項目ありますけども、今までの施設長候補者の方の経験を踏まえ、これらの中でどれが一番重要だと考えていますか。</p>
事業者C	<p>分園及び子育てひろばとの連携を特に大事にしたいと考えています。それは地域の子どもたちが同じ環境で育っているということ踏まえ、同じ小学校に上がる前に顔見知りであることで安心して学校に行けるということもあるので、本園と分園の間に垣根がないような運営をしていきたいと思っています。また、子育てひろばでは、子が生まれる前の親や保育園に入る前のお子さんを持つ家庭の抱く希望や不安をしっかりと拾い上げられるように運営したいと思っています。</p>
C委員	<p>先ほどおっしゃった分園との連携について、具体的にどのような形で垣根のない連携であるとか、子供たちの交流というのを進めていかれるのでしょうか。</p>

事業者C	合同行事の企画ということで、本園で行事を行う日には分園でも同じことを行えるようにしたり、日常の散歩先に本園から分園、分園から本園というコースを設定したりと、常日頃から園児同士が顔を合わせられるようにいたします。また保育者同士がしっかりと意見交換してつながりを強くしていかないと、日常保育にも生かされなと思いますので、それぞれの園の保育内容をしっかりと職員たちが理解できるように進めていきたいと思います。
C委員	子育てひろばとの連携について、プレゼン資料の中に「妊娠期からの切れ目ない支援」とありますが、これは具体的にどういったことをするのか、また子育てひろば利用者の中には在宅で子育てをする方が多いと思いますが、こういった方たちと保育園の利用者との連携・交流についてはどのようにお考えですか。
事業者C	妊娠中の方がこれから出産を迎えるにあたり、育児に対しての不安があるという中で、子育てひろば事業の職員がしっかりと安心して子育てひろばに通い、社会から孤立しないように何かしらの手助けができるような場所の提供を行い、気軽に利用できるような施設にしていきたいと考えております。
C委員	指定管理期間が10年間ありますけれども、10年先を見据えてどのようなビジョンがあるか、そしてどのように現状から発展させていきたいとお考えですか。
事業者C	しばうら保育園はこの芝浦港南地域の1つの拠点となるべき重要な施設だと思っていますので、地域の方々や近隣の保護者の方々にとって、安心できる保育園でありたいと考えております。
B委員	先ほど職員の研修意欲が低いという話が出ましたが、施設長候補者として保育士の方々が毎日忙しくて研修に向かう体制ではないときに、どのように配慮して、できるだけ参加を促すために考えている具体的なことがあれば教えてください。
事業者C	日常の忙しさからなかなか研修への参加意欲が湧いてこないという現状があると思いますので、保育士が研修に行く際は必要に応じて合同保育による体制を確保したり、お休みしている子供の数に応じてしっかりと園内で連携がとれるように職員同士が声をかけ合って、研修で抜けることに罪悪感を持たないように、取り組んでおります。
B委員	最近だと夏場暑い日には、なかなか外に出て遊ぶ機会も減ってしまいますが、しばうら保育園は大規模で園児も多くいるため、広い施設だとはいえ子どももストレスを感じることがあると思います。そういう夏場の対策として、ストレス発散方法として何かされていることがあれば教えてください。
事業者C	毎日夏場は熱中症警戒アラートの数値を見て、外遊びに出るか判断しますが、外出するときも気温が高い日は、タオルを濡らすと冷えるクールネックを園児たちの首に巻いて、公園でも都度濡らして常に冷えている状態にしています。また、ストレス発散方法の1つとして、圧縮袋に水を入れて冷えた状態を作り、ウォーターベッドのようにして子どもたちが上で飛び跳ねるようなことをしてもらったり、園内にブルーシートを敷き詰め、そこで片栗粉を水で溶かして遊んだり、氷で遊んだり、室内でも水遊びができるような状況を作っております。
B委員	施設長候補者という大規模園のリーダーとして、リーダーの心得または大事にしていることを教えてください。
事業者C	リーダーは1人ではできないと思っております。そこにはやはり現副園長・主任・各クラスのリーダーがいて、その方たちがいるからこそリーダーがいると思っています。全員で1つの園を運営しなくてはいけないと思っておりますので、一番大

A委員	<p>事になっているのは、私が1人の力だと思っはいけないということです。</p> <p>しばうら保育園は大規模園ということで相当な人数の職員を採用することになると思いますが、職員確保に関して貴社が行っている取組について具体的に教えてください。</p>
事業者C	<p>基本的に新規開設の保育園を立ち上げる際には、法人内での異動によって人材を確保していくのですが、昨今の保育士不足という状況もありますので、弊社の採用担当者が全国に赴き、保育士の発掘やプロモーションを行っています。今回のしばうら保育園に関しては、既存園から色々な経験を持つ保育士さんたちをバランスよく配置して、その中に新しい方を入れていくようなイメージで、それが確実にできるように今から来年4月に向けての職員の確保に動いております。</p>
A委員	<p>貴社の運営する他の保育園での職員の定着率としては、平均してどのような数値になっていますか。</p>
事業者C	<p>一概に言うのは難しいところですが、だいたい平均して15%ぐらいが離職率となっております。この数字を弊社としてはもっと低くしていきたいと思っているのですが、実際には必ずしもネガティブな理由だけで退職されるというわけではなく、ライフステージの移行に伴っての退職というものもありますので、欠員が生じても園の運営がきちんと回るような環境作りを法人本部として目指しております。そのために提案資料にもあるように、「くるみん」マークや「えるぼし」等の積極的な取得に努めているような状況でございます。</p>
A委員	<p>障害者の法定雇用率が現状達成されていないことについてはどうお考えですか。</p>
事業者C	<p>弊社の障害者雇用についての取組として、いくつかの特別支援学校と連携を取っており、学生の方がインターンシップを経て、卒業後すぐに新規採用という形で入職されるということも行っております。そういう部分からしっかりと働きかけをして、必ずこの数年間の中では目標値を達成していきたいと考えています。</p>
A委員	<p>プレゼン資料の「食事提供時の安全への取組」のところで、トリプルチェックによるアレルギー誤食事故防止と書いてありますが、施設長候補者の方がこれまで経験されてきた中での最も大きな誤食やアレルギー事故についての説明と、それに対してどのように対応したかまで含めてお聞かせ願います。</p>
事業者C	<p>既存の施設で数年前にあったのですが、パンケーキを提供した際に小さなクッキングシートの破片が子供の口から出てきたというのがありました。その時は既に全園児が食べている状態でしたので、すぐに食べさせるのを止め、その後お迎えに来た全保護者の方に、その破片を実際に見せた上での口頭での説明と謝罪を行いました。それ以降は、必ず給食・おやつの際には調理員の目視だけでなく、保育士の目視も行うようにし、さらには園長のチェックも行うようにしました。</p>
D委員	<p>施設長候補者の方がこれまでに経験してきた中で一番難しいと思っ保護者対応のエピソードを教えてください。</p>
事業者C	<p>お子さまの就学と発達面で不安のある保護者の方がいて我々のほうで支援施設であるとか、発達に関しての知識をしっかりとつけた上で、定期的に面談をするようにしてございました。また、各種関係機関をご案内してそちらで安心を得られるように助言をしまして、結果的にその保護者の方は今後のお子さまの就学に向けて、少し道が開けてきたということで、落ち着いてお子さんに対して向き合うようになったということがありました。</p>
D委員	<p>虐待の予防に関して、グレーゾーンを早く発見しきちんと支援していくというの</p>

事業者C	<p>は非常に重要な保育園の役割ですが、それを実現するために園長としてどのように保育者と協力しながら行っていきますか。</p> <p>保護者の方がイライラしながらお迎えに来るときや、明らかに今日は仕事が休みだと分かるときでも、優しい言葉で対応することで、保育園でしっかりと預けられるようにしています。それは両親ともにどんな状況であっても保育園はいつでも預けて大丈夫ですということを、全職員がしっかりと共通認識として持ち、保護者の方に声掛けするように指導しているからです。</p>
事務局	<p>3 第二次審査採点及び指定管理者候補者の選定について</p> <p>集計の結果、第二次審査については事業者Aが600点満点中430点、事業者Cが600点満点中430点となりました。事業者Aの第一次審査・第二次審査の合計点は、2,000点満点中1,457点、事業者Cの第一次審査・第二次審査の合計点は、2,000点満点中1,447点です。</p>
委員長 E委員	<p>二次審査での各事業者の評価や印象などについて、講評をお願いします。</p> <p>施設運営の考え方については、事業者Aの方が全体的に本部のバックアップもしっかりして安定した保育事業ができるのかなという印象を持ちました。それから、利用者の安全・安心の確保という点では、どちらも具体的な対応がなされておりました。事業提案については、一見すると事業者Cの方が事業者Aよりも魅力的に見えると思ったのですが、実現性は事業者Aの方が高いという印象を持ちました。事業者Cについては魅力的な提案がなされているのですが、実現性を考えたときに、「ダイナミックな保育」という言葉に非常に不安を感じ、それが本当に本来の保育のあり方なのか疑問に思ったので、そこで事業者Cの点数を低くつけました。また、事業への意欲や適性の部分において、これは候補者のプレゼンとヒアリングから感じた評価になりますけども、Aの方は子どもや保護者のこと、それから保育士のことをしっかり考えながら普段から対応されていると思いました。施設長候補者は一見地味のような感じはしますが、リーダーシップを發揮できそうな方という印象を持ちました。それに対してCの施設長候補者の方は、プレゼンそのものは良かったのですが、対応に不明確なところがあり、Aの候補者に比べるとややリーダーシップに欠けるところがあると思いましたので、そういったことを踏まえて、AとCで点数に差を付けました。</p>
F委員	<p>基本的には事業者AもCも運営をお任せするのは大丈夫だと思いました。二次審査項目の「4 事業への意欲・適性」のところでも施設長候補者の適正を問う基準がありますが、施設長は園全体への影響力も大きいですし、施設長がどういう人かによってその園がどういう保育をしていくかの色合いが見えてくるということで、園長としての保育士の研修についての質問はAとCに同じ質問をさせてもらいました。Aの施設長候補者からは好ましい回答は得られなかったのですが、Cは保育士と面と向き合って話をした上で、個人に合わせた研修を考えるとという向き合い方が非常に良いと思いました。また、Aのプレゼンは淡々と資料を読み上げているような感じだったので、時々委員のほうに目を向けて話すといった気配りがあっても良かったと思います。一方Cの施設長候補者は委員の質問を勘違いしたりもしていましたが、その後、もう一度自分の言葉で考えて述べていましたし、誠実に色々な事と向き合えるような人だと思いました。両事業者ともある程度提案書通りにやってくれるとは思いますが、事業者Cの施設長候補者</p>

C委員	<p>の受け答えからはそれ以上のものが期待できると思えました。そういったところで、CのほうをAより高く付けました。</p> <p>両事業者とも基本的な部分はしっかりできていると思ひ、事業者Aと事業者Cともに運営においては任せられると思ひました。評価する上で特に重要視していたのは、園長と職員のコミュニケーションの部分でどのように職員同士が連携して一体的に運営をしていくのかということだったのですが、どちらの施設長候補者も職員一人ひとりを大事にする気持ちがありましたし、保護者や園児たちに対しても真摯にかつ丁寧に向き合っていると思ひました。点数の差をつけたところでいうと、「4 事業への意欲・適性」のところで、指定管理期間10年間のビジョンについて質問した際に、両事業者ともあまり明確な回答になっていなかったのが残念だったのですが、Aの施設長候補者のほうが、説明が分かりやすく、普段から丁寧な対応をしているというのが垣間見えたので、そこで評価に差を付けました。</p>
B委員	<p>限られた時間の中で評価を決めるのは難しいと感じた次第ではありますが、私が事業者Aと事業者Cで差を付けたのは、「1 施設運営の考え方」のところで、Aのほうが研修のプログラムがしっかり整備されていますし、私がした質問に対しても安定感のある受け答えだったので、その部分でAをCより1段階高く評価しました。一方で、Cの施設長予定者は誠実さがとても感じられましたが、指定管理期間10年間を任せると考えたときに、Aよりも良い保育園運営を期待させてくれるような提案がさらにあれば良かったかなと思ひます。</p>
A委員	<p>私は両事業者ともに点数的には8割以上ということで高く付けていて、どちらに運営を任せても大丈夫だろうという印象を受けました。1ポイントだけ差を付けたのは、「4 事業への意欲・適性」のところです。事業者Aの施設長候補者はヒアリングの受け答えの感じから、子どもたちや保護者からも好かれそうな方だと思ひましたし、経験豊富であらゆる状況に慣れていて、説明も的確でした。事業者Cの施設長候補者は、プレゼンテーションの時間が足りなかったり、ヒアリング中に答えに詰まるところがあったりして、一つひとつの質問に誠実には答えているのですが、まだ経験が浅く若さが出ていて、大規模園の運営を考えたときに少し安定感に欠けるのかなと思ひましたので、そういった部分で点数がAより低くなりました。</p>
D委員	<p>私は事業者Cを事業者Aより20点高く付けましたが、基本的にはどちらの事業者でも運営はきちりできるだろうという安心感を持っています。ただ、今回の二次審査だけを見ると、Aのプレゼン資料はこれまでの園運営の中でやってきた実績やアピールしたい部分に具体性が不足していると思った一方で、Cはより具体的な記述でかつ非常によく港区のことを勉強しているのがわかるようなプレゼン資料になっていて、さらにその内容を施設長候補者の方も理解していて、我々の目を見ながら話していたところは高く評価できると思ひました。事業者Aの施設長候補者も長いキャリアのある方でしたが、現状が見える範囲の中でだけ動いているような印象を持ちました。Cの施設長候補者はかなり荒削りではありますが、保育に誠実に向き合っていて、新しいことをやっていってくれるような印象を持ちました。</p>
委員長	<p>各委員からの講評を聞いて、点数を変更したい方はいらっしゃいますか。</p>

委員長

(一同なし)

点数の変更がなければ、事業者Aを指定管理者候補者として選考するという
ことでよろしいでしょうか。

全委員

(了承)

委員長

事業者Aを当委員会では指定管理者候補者として決定いたします。

4 閉会

港区立しばうら保育園
港区立しばうら保育園分園
指定管理者公募要項

令和6年2月

港 区

目 次

I	施設の概要	
1	指定管理者制度導入の趣旨	1
2	保育園の設置目的	1
3	施設の概要	1
	(1) 名称等	
	(2) 開設年月日	
	(3) 開園日及び開園時間	
	(4) 保育園の内容及び定員	
	(5) 併設施設の概要	
	(6) 指定管理料等	
4	指定期間	3
II	指定管理者が行う業務	
1	事業運営	4
	(1) 基本事業	
	(2) 提案事業	
	(3) 自主事業	
	(4) 職員体制	
2	施設の維持管理	5
	(1) 施設の維持管理業務	
	(2) 安全・安心に関する業務	
3	管理運営の基準	8
	(1) 関係法令の遵守	
	(2) 区が定める指針等の遵守	
	(3) 個人情報保護	
	(4) 再委託の禁止	
	(5) 地域との連携	
	(6) 区と指定管理者の役割分担及び管理責任の分担	
4	運営経費に関する事項	11
	(1) 指定管理料の支払	
	ア 職員人件費	
	イ 光熱水費	
	ウ 修繕費	
	エ 事業運営費	
	オ 施設管理経費	
	カ その他経費	
	(2) 従事する職員の最低賃金水準額	
	(3) 備品購入の取扱い	
	(4) 収入	
	(5) キャッシュレス決済の推進	
	(6) 損害賠償保険	

- (7) 消費税及び事業者税
- (8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応
- (9) 銀行口座の開設
- (10) その他
- 5 指定管理者に別途委託を予定している事業・・・・・・・・・・・・・15

Ⅲ 選定手続

- 1 公募の手続・手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
 - (1) 申請者の資格
 - (2) 複数の団体による共同申請
 - (3) 公募の日程
 - (4) 公募説明会及び現地見学会
 - (5) 申請手続
 - (6) 計画書類の提出
 - (7) 提出書類に関する留意事項
 - (8) 応募に関する留意事項
 - (9) 質疑の受付及び回答
 - (10) 申請書類の受付
- 2 指定管理者候補者の選考・選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
 - (1) 指定管理者候補者の選考
 - (2) 指定管理者候補者の選定
 - (3) 基本的な選考基準
 - (4) 審査結果の通知
 - (5) 第二次審査用資料の提出

Ⅳ 決定後の手続

- 1 基本協定書・年度協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
 - (1) 協定の締結
 - (2) 基本協定書の主な事項
 - (3) 年度協定書の主な事項
- 2 事業計画書及び収支予算書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
 - (1) 事業計画書及び収支予算書の作成
 - (2) 事業報告書及び収支決算書の作成
- 3 業務の引継ぎ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 4 情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 - (1) 応募書類等
 - (2) 選考・選定過程の情報
 - (3) 指定管理業務に関する情報
- 5 モニタリング等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 - (1) モニタリングの実施
 - (2) 第三者評価の実施
 - (3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出
 - (4) 監査の実施

6	指定の取消し等	30
	(1) 指定の取消しと業務の停止	
	(2) 事業の継続が困難となった場合の措置	

I 施設の概要

1 指定管理者制度導入の趣旨

港区では、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理・運営を包括的に委任する指定管理者制度を積極的に導入しています。

今回、「港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園」の管理・運営について、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用するため、指定管理者を広く募集します。応募にあたっては、「港区指定管理者制度運用指針」に基づく区の方針を十分に認識し、また、施設の設置目的等を理解のうえ、本要項に基づく創意工夫のある提案を期待しています。

2 保育園の設置目的

港区では、核家族や共働き世帯の増加により保育需要が増加するとともに、保護者の就労形態が多様化し、都心区ならではの保育サービスが求められています。

区は、これまでも区立保育園の新設や改築、港区保育室の設置及び私立認可保育園の誘致など多様な手法により保育定員の確保を図るとともに、延長保育や休日保育を実施し、保育サービスの充実を目指しています。

港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園は大規模な定員を確保するとともに、多様な保育サービスを提供し、地域の子育てを支える保育園を目指しています。

3 施設の概要

(1) 名称等

指定管理者に管理を委ねる施設は以下の保育園となり、2施設を一括で管理していただきます。

名称	所在地	竣工年月	構造 階数	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
港区立しばうら 保育園	芝浦三丁目 1番16号	平成27年 8月	RC造一部 S造 地上6階建	3,036.32	5,944.99
港区立しばうら 保育園分園	芝浦一丁目 16番1号	平成29年 2月	S造一部S RC造、 RC造 地下1階 地上8階建 の1階部分	— (芝浦港南 地区総合支 所内)	446.11

施設概要

- ・港区立しぼうら保育園

<https://hoiku.shopro.co.jp/hoiku/shisetsu/shibaura/>

- ・港区立しぼうら保育園分園

<https://hoiku.shopro.co.jp/hoiku/shisetsu/shibaurabunen/>

- (2) 開設年月日 港区立しぼうら保育園 平成27年10月1日
 港区立しぼうら保育園分園 平成29年4月1日

(3) 開園日及び開園時間

年末年始(12月31日及び1月1日～3日)を除く毎日

	早朝保育	基本保育	延長保育
月曜～金曜	実施しません	7:15～18:15	18:15～22:00
土曜、日曜・祝日	実施しません	7:15～18:15	実施しません

※ただし、区長が必要と認めるときは、変更する場合があります。

(4) 保育園の内容及び定員

児童福祉法に基づく認可保育所として、11時間の基本保育のほか延長保育、休日保育、年末保育を行うとともに、一時保育や園庭開放、保育園であそぼうなど在宅子育て家庭の親子向けの各種事業を実施します。

名称	保育年齢別定員 (令和6年4月1日時点)						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
港区立しぼうら 保育園	25	30	33	36	46	46	216
港区立しぼうら 保育園分園	6	10	10	10			36

※ 周辺の保育園等の空き状況や保育需要の動向により、定員を変更する場合があります。

※ 生後3か月以降から利用できます。

※ 港区立しぼうら保育園分園に通園している場合も4歳児クラスからは、本園に移行します。

(5) 併設施設の概要

子育てひろばあっぴい芝浦(子育てひろば事業、乳幼児一時預かり事業)

ア 所在地 港区立しぼうら保育園1階

イ 延床面積 652.54㎡

ウ 開館日及び開館時間

開館日 : 通年(12月29日～1月3日を除く)

開館時間 : 8:30～18:30

(6) 指定管理料等

本施設の過去の指定管理料等については、下表のとおりです。

なお、記載額は過去の実績を参考として示したものであり、本提案における指定管理料の上限額ではありません。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入		521,942,456円	555,980,290円	585,867,311円
	指定管理料	521,942,456円	555,980,290円	585,867,311円
	本園	445,843,535円	472,780,477円	495,663,815円
	分園	76,098,921円	83,199,813円	90,203,496円
支出		537,164,719円	566,202,002円	588,227,339円
	職員人件費	347,341,237円	356,834,968円	367,277,265円
	本園	283,656,035円	292,375,112円	298,649,266円
	分園	63,685,202円	64,459,856円	68,627,999円
光熱水費		44,864,921円	49,431,849円	60,698,642円
	本園	44,864,921円	49,431,849円	60,698,642円
	分園	0円	0円	0円
修繕費		4,822,400円	7,256,690円	10,208,550円
	本園	4,444,000円	6,599,990円	9,900,000円
	分園	378,400円	656,700円	308,550円
事業運営費		42,642,510円	46,480,430円	45,346,359円
	本園	35,451,686円	38,403,421円	36,563,774円
	分園	7,190,824円	8,077,009円	8,782,585円
施設管理経費		31,836,859円	35,014,962円	31,804,647円
	本園	31,801,219円	34,979,322円	31,769,007円
	分園	35,640円	35,640円	35,640円
その他経費		65,656,792円	71,183,103円	72,891,876円
	本園	54,402,961円	58,842,275円	59,675,745円
	分園	11,253,831円	12,340,828円	13,216,131円

※指定管理料は、項番Ⅱ4（1）における予算額と実績額の差額を清算した後の指定管理料の額です。

※自主事業に係る収入及び経費は含みません。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部事業を中止・縮小しました。

4 指定期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで（10年）

Ⅱ 指定管理者が行う業務

1 事業運営

(1) 基本事業

児童福祉法第24条1項の規定に基づく保育等（利用の権限に関するものを除きます。）

ア 午前7時15分から午後6時15分までの基本保育の実施に関する事

イ 港区延長保育実施要綱に基づく午後6時15分から午後10時までの延長保育の実施に関する事

ウ 港区休日保育及び年末保育に関する事務取扱要綱に基づく休日保育及び年末保育

エ 港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱に基づく緊急一時保育（港区立しばうら保育園のみ）

オ 児童福祉法第48条の4の規定による情報の提供、相談及び助言

カ 在宅子育て支援策として、保育園であそぼう事業等親子向け事業

※ 保育園に入園していない就学前の子どもとその保護者を対象に、区立保育園の持つ力を提供し、楽しく子育てができるように支援するとともに、地域との交流関係を広げる事業をいいます。

キ 地域の保育園、子育て支援施設等による園庭等の利用に関する事

※ 園庭を持たない地域の保育園等に港区立しばうら保育園の園庭等を貸出し、外遊びや夏のプール遊びを行うことを予定しています。

ク その他区長が区立保育園の管理運営に必要と認める事

(2) 提案事業

特色のある特別保育事業や在宅子育て支援策（運営団体として実施予定のもの）を提案してください。事業を計画する場合は、本施設が区立保育園であることを十分に認識の上、地域の特性を踏まえた効果的な事業を提案してください。

なお、提案事業は、事前に区と協議の上決定し、指定管理料の範囲内で実施します。

(3) 自主事業

上記（1）（2）のほか、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲で、施設の利用率向上等を図るための事業を自主的に行うことができます。

なお、自主事業は、事前に区と協議の上決定し、事業に係る経費は事業者の負担とします。

(4) 職員体制

- ア 児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく配置基準並びに区の職員定数配置基準を遵守し、事業を実施するための必要な知識、知能及び経験等を有する職員を配置し、施設の管理運営に支障がないように配慮してください。
- イ 本園長及び分園長を専任でそれぞれ1名配置してください。本園長は、これまでに認可保育園及びこれに類する施設に施設長として1年以上勤務したことがある者を配置してください。分園長は、クラス担任として3年以上の経験がある者、または、これまでに認可保育園及びこれに類する施設に主任として1年以上勤務したことがある者を配置してください。
- ウ 園長を補佐し、園の運営管理や保育指導（園児等の事故対応含む）、保育者の育成等を中心に担う者として、本園に副園長を専任で2名配置してください。副園長は、クラス担任として3年以上の経験がある者、または、これまでに認可保育園及びこれに類する施設に主任として1年以上勤務したことがある者を配置してください。
- エ 園児の健康管理を行う看護師を本園・分園それぞれで1名以上配置してください。
- オ 保育士については各クラスにクラスリーダーを配置し、クラス担任の年度途中の交代は行わないよう努めてください。
クラスごとに以下の配置基準以上の保育士を配置してください。
0歳児（3対1）、1歳児（5対1）、2歳児（6対1）、3歳児（20対1）、
4歳児（30対1）、5歳児（30対1）
- カ 栄養士を本園・分園それぞれで1名配置し、アレルギー対応、食形態対応等、児童の状況に応じた給食を提供してください。
- キ 公の施設としての心構えを認識し、従事職員教育、接遇教育等を徹底し、利用者及び区民への接遇等が常に良好となるよう努めてください。

2 施設の維持管理

(1) 施設の維持管理業務

ア 港区立しばうら保育園

本施設の主たる管理者は港区立しばうら保育園です。このため、施設全体にかかる業務については、港区立しばうら保育園の指定管理者が行うこととなります。

施設の運営にあたっては、芝浦港南地区総合支所管理課と日常的に連携を図るとともに、港区環境方針に基づき、省エネルギー、省資源、グリーン購入に努めてください。指定管理者が行う維持管理に関する業務は、下記のとおりです。詳細については、業務基準書及び業務仕様書を参照してください。

- (ア) 施設の日常・定期・特別清掃及び環境衛生管理を行うこと。
(イ) 消防設備、電気設備、給排水設備及び建築設備などの保守点検等を行うこと。

- (ウ) 廃棄物の処理を行うこと。
- (エ) 調理室内の給食設備点検（食器洗浄機の清掃含む）を行うこと。
- (オ) 調理室及び調乳室の水質検査を行うこと。
- (カ) 警備業務を行い、侵入者に対する万全の対策を行うこと。
- (キ) 学校110番非常通報装置点検を行うこと。
- (ク) 植栽の管理（害虫駆除を含む）を行うこと。
- (ケ) その他下記の業務を行うこと。
 - ① 施設・付属設備の管理及び物品等の取扱いに関する業務
 - ② 1件130万円（税込）以下の軽易な修繕及び整備
 - ③ 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

イ 港区立しばうら保育園分園

本施設は、芝浦港南地区総合支所、港区立消費者センター、港区立介護予防総合センター、港区立男女平等参画センター、港区スポーツセンター等が入る「みなとパーク芝浦」内の施設です。「みなとパーク芝浦」の主たる管理者である芝浦港南地区総合支所管理課が委託する防災センターが維持管理等に関する責務を負うものとします。

施設の運営にあたっては、芝浦港南地区総合支所管理課、港区立消費者センター、港区立介護予防総合センター、港区立男女平等参画センター、港区スポーツセンター等と情報の共有等、日常的に連携を図るとともに、省エネルギー、省資源、グリーン購入に努めてください。また、施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備を行ってください。詳細については、業務基準書及び業務仕様書を参照してください。

○港区立しばうら保育園分園の管理に係る分担業務（費用負担含む）

施設	芝浦港南地区 総合支所	港区立 しばうら保育園分園
分担業務		
建物維持管理(警備、駐輪場・駐車場管理、 消防設備管理等)	○	—
自動ドア	○	—
エレベーター/小荷物専用昇降機	○ エレベーター	—
空気環境測定	○	—
水質検査	○	—
グリストラップ排水管内洗浄及び処分	○	—
清掃(日常・定期・特別)	○	—
空調機点検・フィルター清掃	○	—
廃棄物処理	○	△ 産業廃棄物、事業等 に伴う廃棄物等 (支払は区)
消耗品交換(蛍光管・電球等)	○	—
光熱水費・電信料	○	—

※○=実施する業務

(2) 安全・安心に関する業務

- ア 災害や事故の発生などの緊急時において、「港区危機管理基本マニュアル」に基づき、「緊急対応マニュアル」を作成し、利用者等の避難誘導、関係機関への通報、傷病者の医療機関への搬送の付き添い、安全確保、通報・連絡等の迅速かつ的確な対応を行うこと。
- イ 児童の安全確保を図るため、保育園設備の安全点検、職員や児童の園外での活動、取組等における安全確保に関する指導、職員の研修及び訓練その他日常生活における安全に関する事項について定めた「安全計画」を作成すること。また、安全計画を職員や保護者に対し周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施すること。
- ウ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する継続的な支援の提供及び早期の業務再開を図るため、「業務継続計画」を作成し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修や訓練を実施すること。
- エ 休日・夜間の連絡体制を確立すること。
- オ 区有施設等安全点検及び点検報告(日常点検・総点検・エレベーター点検確認)「港区有施設の安全管理に関する要綱」、「港区有施設安全管理業務実施要領」に基づく安全管理体制の整備、日常安全点検等を実施すること。
- カ 震災及び新型インフルエンザが発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」に基づき、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、従事職員用の食料等の確保や業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えること。なお、港区防災対策基本条例の規定に基づく、事業者の責務を負うものとする。
- キ A E D日常作動点検を行い、保守管理を行うこと。
- ク 上記アからキまでを適切に遂行するための「児童施設災害時行動マニュアル」の作成、職員研修の実施等を行うこと。なお、各マニュアル及び計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて区と協議の上、計画の変更を行うものとする。
- ケ 園児に対する見守り、声掛け、相談、児童虐待が疑われる場合には、子ども家庭支援センターへの引継ぎなどの様々な支援を行うこと。
- コ 区実施の総合防災訓練等に協力するほか、災害時は区の指示に基づき区民の安全確保のため協力すること。
- サ 管理する個人情報の保護をはじめ情報セキュリティについては、本業務に従事するすべての者が「港区情報安全対策指針」を遵守し、漏えいの防止等の適正な管理に努めること。
- シ 園庭等を地域の保育園、子育て支援施設等に利用させるにあたり、園児や利用者等の安全を確保するため、必要な措置をとること。

3 管理運営の基準

(1) 関係法令の遵守

指定管理者は、以下に掲げるものをはじめとした関係法令等を遵守し、施設の管理運営を行ってください。

- ア 児童福祉法
- イ 子ども・子育て支援法
- ウ 港区保育園条例及び施行規則
- エ 港区保育の実施に関する条例及び施行規則
- オ 港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱
- カ 港区立保育園等における障害児等保育実施要綱
- キ 港区休日保育及び年末保育に関する事務取扱要綱
- ク 港区延長保育実施要綱
- ケ 港区私立保育園等に対するプール活動等支援事業実施要綱
- コ 地方自治法
- サ 労働関係法（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）
- シ 食品衛生法
- ス 個人情報保護に関する法律
- セ 港区情報公開条例及び施行規則
- ソ 港区環境基本条例
- タ 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則
- チ 港区区有施設の安全管理に関する要綱
- ツ 港区防災対策基本条例
- テ 港区暴力団排除条例
- ト 障害者の雇用の促進等に関する法律
- ナ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ニ その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に関わる各種法令・条例等

(2) 区が定める指針への対応

下記の主な指針等を十分認識の上、積極的に区と連携してください。

- ア 港区指定管理者制度運用指針
- イ 港区情報安全対策指針
- ウ 港区環境率先実行計画及び港区環境マネジメントシステムハンドブック
- エ 港区区有施設受動喫煙防止対策基本方針
- オ 港区行政情報多言語化ガイドライン
- カ （公社）港区シルバー人材センター及び障害者就労施設等施設等への優先発注
- キ 区内中小事業者への優先発注
- ク 港区の契約における暴力団等排除措置要綱

- ケ 港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱
- コ 港区職員接遇マニュアル「あったかマナーみなど」
- サ 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱
- シ 港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱

(3) 個人情報保護

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じてください。

(4) 再委託の禁止

指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。

ただし、清掃・警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等については、区の事前承認を得た場合に限り、再委託ができます。

再委託を行う場合においては、区内中小企業やシルバー人材センターなどを積極的に活用してください。

(5) 地域との連携

ア 地元町会・自治会や、その他保育園、幼稚園、小学校、子育て支援施設等、地域と良好な関係を築くため、地域の行事やイベントに参加する等、積極的に地域との交流を図ること。

イ 区が主催する園長会、芝浦港南地区管内の地区運営会議等に参加し、情報共有や連携に努めること。

(6) 区と指定管理者の役割分担及び管理責任の分担

ア 役割分担 (◎：主体的な役割 ○：補助・助言・指導する役割)

項目	区	指定管理者
設置者としての責務	◎	
保育園の管理運営	○ 条例・規則事項	◎
施設の管理（設備、物品の管理）	○	◎
施設の占用・行為許可	◎	
苦情対応	○	◎
緊急時の対応（事件・事故等）	◎（※）	◎（※）
施設の安全対策 （安全点検・整備・改修等）	◎（※）	◎（※）
広報・PR	○	◎
事業運営	○	◎

(※) 設置者としての責任は区にあり、管理責任は指定管理者にあることを示します。

イ 管理責任の分担（○：主たる分担者）

項 目	内 容	管理責任分担	
		区	指定管理者
1 法令等の変更	(1) 指定管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	(2) 上記以外の指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
2 税制の変更	(1) 指定管理業務に影響を及ぼす税制の変更	○	
	(2) 上記以外の一般的な税制の変更		○
3 物価変動	(1) 指定期間中の物品費、人件費等物価変動に伴う経費の増加		○
4 金利変動	(1) 指定期間中の金利変動に伴う経費の増加		○
5 書類	(1) 区が作成した書類に起因する事項	○	
	(2) 指定管理者が作成した書類に起因する事項		○
	(3) 両者記名捺印した協定書に起因する事項	相互で協議	
6 指定管理者の指定	(1) 区の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合	○	
	(2) 指定管理者候補者の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合		○
7 指定管理業務の変更及び経費の変動	(1) 区の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増加	○	
	(2) 上記以外の事由による指定管理業務の変更及び経費の増加		○
8 住民対応	(1) 地域との協調		○
	(2) 指定管理業務及び自主事業の内容に対する住民からの苦情、要望等		○
	(3) 上記以外の区政全般への苦情、要望等	○	
9 環境問題	(1) 施設又は用地からの有害物質等の発生	○	
	(2) 指定管理業務及び自主事業に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、光、臭気等に関するもの		○
10 不可抗力	(1) 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の区又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧	○	
	(2) 不可抗力によるもので、指定管理者の対応の遅れ、施設管理の不備等による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧		○
11 施設の損傷	(1) 指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	(2) 施設の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
	(3) 上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円（税込）を超えるもの）	○	
	(4) 上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円（税込）以下のもの）		○
12 備品（I種）の損傷	(1) 指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	(2) 上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が	○	

			特定できないもの) 等によるもの		
13	施設等の保守点検	(1)	区の事由による保守点検の増加	○	
		(2)	指定管理者の責め及び保守点検の不備による保守点検の増加		○
14	第三者への賠償	(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害		○
		(2)	上記以外の事由により第三者に生じた損害	○	
15	セキュリティ	(1)	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
		(2)	上記以外の事由による情報漏洩、犯罪発生等	○	
16	使用料等の管理	(1)	徴収又は収納した使用料(払込み前の使用料に限る。)、事業に伴う金銭の盗難・紛失		○
17	指定期間の終了	(1)	指定期間終了の場合(指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。)における区又は区が指定するものに対する業務の引継ぎに要する費用		○
		(2)	指定期間終了の場合(指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。)における原状復帰に要する費用		○

(備考)

2(1) 消費税率の変更を想定した規定です。

2(2) 収益関係税、外形標準課税など指定管理者自身に影響を及ぼす税制の変更を想定した規定です。

4 運営経費に関する事項

(1) 指定管理料の支払

指定管理料の額は、提案のあった経費を上限とし、区の予算の範囲内で支払うものとします。支払方法、支払時期については、基本協定書・年度協定書で定めます。

受託経費見積書は、区が定める次の6つの経費区分に従って作成してください。

なお、区の会計事務と同様、原則、経費区分間の流用はできないものとし、やむを得ない理由で流用する際は、区と協議の上決定するものとします。

ア 職員人件費	<p>施設に勤務する職員等(職員配置表に記載した職員等)にかかる人件費</p> <p>※ 職員配置表で配置することとした職員の人件費について積算してください。</p> <p>※ 人件費の積算に当たっては、職員の定期昇給を加味するとともに、区が定める最低賃金水準額を遵守してください。 (最低賃金水準額については項番Ⅱ4(2)を参照)</p> <p>※ 事業計画に基づく施設職員の確実な配置及び当該職員の人件費を保障する観点や、指定管理者の経営努力による経費節減が見込まれないことから、予算額と実績額の差額(余剰金)を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。</p>
---------	--

	<p>※ 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和5年6月7日付こ成保39・5文科初第591号こども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知）に基づく賃金改善及び東京都の定める「保育士等キャリアアップ補助金交付要綱」（令和5年3月30日付4福保子保第4816号）と同様のキャリアアップに向けた取組を行ってください。</p>
イ 光熱水費	<p>施設の維持管理に必要な電気料金、ガス料金、水道料金等</p> <p>※ 光熱水費（電気、ガス、水道代）については、予算額と実績額の間乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額（余剰金）を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。</p> <p>※ 港区立しばうら保育園分園の電気、ガス及び水道の供給事業者への支払いは芝浦港南地区総合支所が行います。</p> <p>※ 子育てひろばあっぱい芝浦の電気、ガス及び水道の供給事業者への支払いは指定管理者が行います。</p>
ウ 修繕費	<p>施設や設備等の修繕、備品等の修理に必要な経費</p> <p>※ 指定管理者が作成した修繕計画に基づき区が優先順位を設定し、1件130万円（税込）以下の建物躯体や建物設備の保全のための軽易な修繕及び整備費用（併設施設部分を含む。）については、指定管理料に含めます。</p> <p>※ 1件130万円（税込）を超える修繕又は修理は、指定管理料とは別に区が実施します。</p> <p>※ 予算額と実績額の間乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額（余剰金）を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。</p>
エ 事業運営費	<p>施設で実施する各種事業に必要な経費</p> <p>※ 当該経費について清算はありません。ただし、事業の中止等で実績が事業計画における見込みを下回ったことによる執行残額は区に返還します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。</p>
オ 施設管理経費	<p>施設の維持管理に必要な保守・検査業務、清掃業務、警備業務、廃棄物処理等にかかる経費</p> <p>※ 当該経費について清算はありません。ただし、事業の中止等で実績が事業計画における見込みを下回ったことによる執行残額は区に返還します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。</p>
カ その他経費	<p>本社（本部）等が労務管理などの業務を一括して行うために施設（事業所）が負担する経費、施設を本社（本部）等</p>

	<p>が支援するために必要な経費、企業の利益など、上記のA～オのいずれにも該当しない経費</p> <p>※ 「その他経費」は、一括計上は不可です。次の内訳に基づいて記載してください。</p> <p>※ 経費の計上にあたっては、本社が担う役割や業務内容、利益の算定方法等、積算根拠を明らかにする資料を必ず添付してください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「その他経費」の内訳について</p> <p>事務管理経費 本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等</p> <p>運営費 本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等</p> <p>租税公課 指定管理者が納付すべき消費税や事業所税 等</p> </div>
--	--

(2) 従事する職員の最低賃金水準額

指定管理者は、本施設に配置される職員（再委託及び人材派遣会社により配置する職員を含む。）の最低賃金水準額を遵守してください。最低賃金水準額は、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」で定める金額と同額（令和6年度 一般事務・時給額：1,180円、保育士・時給額：1,340円、栄養士・時給額：1,510円）です。

最低賃金水準額は、毎年度見直します。また、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づく地域別最低賃金額が最低賃金水準額を上回ったときは、地域別最低賃金額を最低賃金水準額とします。

(3) 備品購入の取扱い

1点予定価格5万円（税込）を超える備品については、区が必要と認めた場合限り、区が購入し、無償で貸与します。備品の管理は指定管理者の責務とします。

(4) 収入

保育園の保育料は、区の収入となります。

管理運営業務は、原則として区からの指定管理料で措置します。

なお、事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる経費（材料費など）は区の考え方に基づいて徴収できます。その他については、区と指定管理者が協議の上決定します。

(5) キャッシュレス決済の推進

区は、PayPay 株式会社提供の二次元コード決済である「PayPay」を全ての区有施設等の窓口で利用可能な決済サービスとするとともに、一定以上の収納件数が見込まれる場合はマルチ決済端末（クレジットカード、電子マネー、二次元コード）を配備しています。

指定管理者は、項番Ⅱ 4（4）の収入を利用者から直接収納する場合、区と協議の上、キャッシュレス決済の導入に向けた必要な対応をお願いします。キャッシュレス決済に係る費用負担の考え方は下表のとおりです。

収納内容	月額利用料、決済手数料等の負担者
使用料又は利用料金を収納する場合	区 (指定管理料で措置)
基本事業や提案事業において参加者に直接かかる経費を収納する場合	
自主事業において参加者に直接かかる経費を収納する場合	指定管理者

(6) 損害賠償保険

施設運営にあたり、指定管理者が業務を行うに当たって施設に損害が生じた場合に対応する「施設賠償責任保険」と施設利用者等に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するための「第三者賠償保険」に必ず加入します。

指定管理者が加入すべき保険の補償額の最低水準は、「特別区自治体総合賠償責任保険制度」で定める金額とします。

(7) 消費税及び事業所税

ア 消費税

消費税法第 2 条第 1 項第 8 号において、課税対象となる「資産の譲渡等」について、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう」と規定されていることから、指定管理料は、原則として、その全額が消費税の課税対象となります。なお、社会福祉施設等、公の施設の種類と内容によって非課税として取り扱われる場合もあります。

イ 事業税

利用料金制を採用している公の施設で指定管理者が事業主体とみなされる場合は、事業所税の課税対象となる可能性があります。なお、各施設・各指定管理者の具体的な判定については、管轄する都税事務所に確認願います。

(8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

令和 5 年 10 月から導入された消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、利用料金等の収受に際し、登録番号、適用税率、消費税額等を記載

した適格請求書（インボイス）の利用者への交付が想定されます。指定管理者においては、インボイスの事業者登録をはじめ、必要な対応をお願いします。

(9) 銀行口座の開設

本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとします。

(10) その他

その他、本要項に定めのない事項については、区と指定管理者が協議の上決定し、協定書により定めます。

5 指定管理者に別途委託している事業

港区立しばうら保育園に併設する子育てひろばあっぱい芝浦の乳幼児一時預かり事業及び子育てひろば事業を一体的に運営することにより、効率的・効果的な運営が期待できることから、現在、港区立しばうら保育園の指定管理者に当該事業を別途委託しています。

【業務内容等】

	乳幼児一時預かり事業	子育てひろば事業
業務内容	「港区乳幼児一時預かり事業実施要綱」に基づき実施	「港区子育てひろば事業実施要綱」に基づき実施
利用日	1月4日～12月28日 ただし、施設点検日を除きます。	
利用時間	8：30～18：30の 5時間以内（1時間単位）	10：00～18：00
対象者	原則として区内に在住する0歳4か月から6歳（就学前の児童）まで	原則として区内に在住するおおむね3歳未満の児童及び保護者
利用定員	35人程度（0歳は6人まで）	50組程度
利用料金	1時間につき500円 （日、祝日は600円） ただし、区内在住の多胎児に限り、2人目以降は無料とし、無料となる分は区が負担します。	無料 ただし、イベント開催時における実費相当分については区と協議の上、参加者から徴収することができます。

Ⅲ 選定手続

1 公募の手続・手順

(1) 申請者の資格

地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体で、以下の項目をすべて満たす者とします。

ア 令和6年2月現在、認可保育園、港区保育室または認証保育所(東京都認証保育所事業要綱に適合した施設)の運営実績を有する事業者

イ 保育園の運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が図れる者

ウ 指定期間中、児童福祉法等関係法令、東京都保育設置認可基準等を遵守、安定して質の高い保育サービスを提供する能力を有する者

エ 区の子童福祉行政を理解し、積極的に協力する事業者であること。

オ 港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第180条の5第1項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものは可とします。

カ 団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の5第1項(同項を準用する場合を含む。)の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者

(イ) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。)にある者

(ウ) 国税又は地方税を滞納している者

(エ) 指定管理者の指定の取消し(法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。)を受けてから2年間が経過していない者

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体

(2) 複数の団体による共同申請

ア 複数の団体で共同事業体を結成の上、申請することも可能です。その場合は、申請時まで共同事業体を結成し、適切な名称を設定の上、代表団体(他の団体は構成団体とします。)を定めてください。共同事業体のすべての団体が上記(1)

申請者の資格に該当することが必要です。

- イ 共同事業体で、法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又はそれに代わる書類等を提出してください。
- ウ 当該共同事業体の代表団体及び構成団体は、本公募において別の共同事業体又は単独により申請することはできません。
- エ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、区が業務遂行上の支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとします。

(3) 公募の日程

公募要項発表	令和6年	2月19日(月)
公募説明会及び現地見学会	令和6年	2月27日(火)
質疑受付	令和6年	2月19日(月)から 令和6年 3月1日(金)まで
質疑回答	令和6年	3月15日(金)
申請書類の受付	令和6年	2月19日(月)から <u>※事前予約が必要です。</u> 令和6年 5月24日(金)まで
第一次審査(書類審査)	令和6年	6月中旬予定
第二次審査(プレゼンテーション)	令和6年	7月上旬予定
指定管理者候補者選定	令和6年	8月上旬予定
指定管理者の指定	令和6年	10月下旬予定

(4) 公募説明会及び現地見学会

ア 公募説明会

- (ア) 日時 令和6年2月27日(火) 午後1時から
- (イ) 場所 芝浦港南地区総合支所(港区芝浦一丁目16番1号)

イ 現地見学会

(ア) 港区立しばうら保育園分園

- ①日時 令和6年2月27日(火) 午後2時30分から
(説明会と同じ日)
- ②場所 港区立しばうら保育園分園(港区芝浦一丁目16番1号)
※午後2時20分までに現地へお集まりください。

(イ) 港区立しばうら保育園

- ①日時 令和6年2月27日(火) 午後3時30分から
(説明会と同じ日)
- ②場所 港区立しばうら保育園(港区芝浦三丁目1番16号)
※午後3時20分までに現地へお集まりください。

ウ 参加申込

参加申込書を令和6年2月26日(月)正午までに、下記の提出先へメールで送信してください(送信未達を防ぐため、送信後に電話にて連絡をお願いします)

す。)

(ア) 提出先

港区芝浦一丁目16番1号 みなとパーク芝浦1階
 港区芝浦港南地区総合支所管理課 (担当) 佐藤・北野
 TEL: 03-6400-0033
 E-mail: minato52@city.minato.tokyo.jp

(イ) 注意事項

- ・会場の都合上、1者2名まででお願いします。
- ・見学会では、原則利用者が使用している部分の写真撮影はできません。
- ・みなとパーク芝浦の地下駐車場を使うことはできますが、料金がかかります。詳細は港区ホームページをご覧ください。

(5) 申請手続

応募を希望する事業者は、下記の書類を提出してください。

	提出書類	様式	提出部数		
			正本	副本①	副本②
	指定管理者指定申請書	様式1	1部	1部	—
①	※共同事業者の場合は次の様式も提出してください。				
	[A]共同事業者構成書	様式A	1部	1部	9部
	[B]共同事業者協定書兼委任状	様式B	1部	—	—
	[C]宣誓書	様式C	1部	—	—
	[D]安定運営の取組	様式D	1部	1部	9部
②	宣誓書	様式2	1部	—	—
③	事業者の概要	様式3	1部	1部	9部
④	定款、寄附行為又はこれに類するもの ※最新のもの	—	1部	1部	—
⑤	法人の登記事項証明書(全部事項証明書) ※申請日前3か月以内に発行されたもの	—	1部	1部	—
⑥	印鑑証明書 ※申請日前3か月以内に発行されたもの	—	1部	1部	—
⑦	預金残高証明書 ※最新の決算期末日現在のもの	—	1部	1部	—
⑧	決算書類等 ※直近の決算期3期分に係るもの 書類例 [株式会社] 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計	様式自由	1部	1部	—

	算書、個別注記表、事業報告、付属明細書、連結財務諸表（該当する団体のみ） 〔社会福祉法人〕 資金収支計画書、事業活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、事業報告、付属明細書、財産目録 〔NPO法人〕 活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、事業報告書				
⑨	監査報告書 ※直近の決算期3期分に係るもの ※会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受けている場合には、会計監査人の監査報告書も提出	様式自由	1部	1部	—
⑩	事業計画書及び収支予算書 ※公益法人等、法令で作成が義務付けられている団体のみ提出 ※申請日に属する事業年度のもの	様式自由	1部	1部	—
⑪	法人税、消費税、法人事業税、地方消費税の納税証明書 ※直近の決算期2期分に係るもの	—	1部	1部	—
⑫	担保提供資産について	様式4	1部	1部	—
⑬	債務の保証について	様式5	1部	1部	—
⑭	類似施設の管理運営実績について	様式6-1 様式6-2	1部	—	9部
⑮	団体の事業概要などパンフレット及び既存園の入園のしおり	—	1部	—	9部
⑯	情報セキュリティ確認チェックシート	様式7	1部	—	9部
⑰	労働環境チェックシート	様式8	1部	—	9部

(6) 計画書類の提出

申請者は、下記の計画書類を提出してください。

No.	提出書類	様式	提出部数		
			正本	副本①	副本②
法人等の団体に関する書類					
①	計画書類等提出書	様式9	1部	1部	9部
②	資金・収支計画書 (令和7年度から令和16年度まで) ※本園・分園それぞれで作成してください。	様式10	1部	1部	9部

③	受託経費見積書 (令和7年度分) ※本園・分園それぞれで作成してください。	様式 11	1部	1部	9部
④	給与・報酬・賃金等に関する規程 ※最新のもの ※人件費の積算内訳の根拠となるもの	様式自由	1部	1部	9部
事業運営に関する書類					
⑤	法人の保育理念、基本方針及び事業計画	様式 12	1部	—	9部
⑥	保育目標、全体計画、個別計画及び指導計画の考え方 (保育所保育指針を踏まえた小学校への円滑な接続を含む)	様式 13	1部	—	9部
⑦	特別保育事業に関する取組や考え方 (a.延長保育 b.一時保育 c.休日保育 d.年末保育)	様式 14	1部	—	9部
⑧	保育園の運営に対する取組や考え方(本園については大規模保育園としての取組・考え方を含む)	様式 15	1部	—	9部
⑨	食事の提供についての取組や考え方(子どもの発達に合わせた食事の提供・食育の推進等)	様式 16	1部	—	9部
⑩	保護者との関わりについての取組や考え方(子育て相談、苦情解決・サービス向上の取組及び利用者の意見を反映した仕組みに関することを含む)	様式 17	1部	—	9部
⑪	障害や外国籍、性的マイノリティ等特別な支援や配慮が必要な子どもへの取組や考え方	様式 18	1部	—	9部
⑫	子ども自身の悩み・トラブルへの対応や子どもの人権に配慮した事業運営について(保育園や家庭における虐待、強要、差別等の防止・早期発見など)	様式 19	1部	—	9部
⑬	地域特性を踏まえた児童の健全育成に対する取組(地域全体の児童へのアプローチや園庭開放・保育園であそぼう等に関する提案等を含む)	様式 20	1部	—	9部
⑭	地元町会・自治会や近隣住民、関係機関等との連携・交流	様式 21	1部	—	9部

⑮	提案事業計画・自主事業計画 (公募要項 P4 (2) (3) について)	様式 22	1 部	—	9 部
⑯	指定管理者変更時の業務引継について ※引継ぎを行う場合、引継ぎを受ける場合 の両方を記載してください。また、主な 引継ぎ項目とその引継ぎに要する期間 (目安) も記載してください。	様式 23	1 部	—	9 部
管理運営体制に関する書類					
⑰	職員の配置 ・港区が定める「指定管理施設雇用区分確認 表」に基づき作成してください。 ※本園・分園それぞれで作成してください。	様式 24- 1① 様式 24- 1②	1 部	—	9 部
	・資格、賃金体系表、職員の経験年数に関す る資料を添付してください。 ※本園・分園それぞれで作成してください。	様式自由	1 部	—	9 部
	・職員ローテーション表 (雇用区分別 a. 月～金曜 b. 土曜 c. 日曜・祝日) ※本園・分園それぞれで作成してください。	様式 24- 2① 様式 24- 2②	1 部	—	9 部
⑱	本園長、分園長及び副園長 2 名の経歴・役割 分担	様式 25 ①～⑦	1 部	—	9 部
⑲	人材確保・職員採用について ① 人材確保・職員採用(採用資格、実務経 験、雇用形態、賃金等)について ② 職員の欠勤・欠員時の対応や補充の流れ について(業務担当者が事故等により不 在となった場合に担当者と同等の人員 を配置するなど、事業の継続性を担保す る本社の支援体制)	様式 26	1 部	—	9 部
⑳	人材育成(研修)、職員の定着について ① 職員の人材育成について(研修体制・期 間・内容の具体的な提案、職員間におけ る連携・協力のための取組、その他独自 の取組) ② 職員の定着のための考え方や取組	様式 27	1 部	—	9 部
㉑	マニュアルの整備 ・マニュアルの一覧	様式 28	1 部	—	9 部
	・マニュアル本文 ※計画書類の綴りとは別のファイルで提 出してください。	—	1 部	—	1 部

②②	分園から本園への接続を見据えた連携体制、園児交流等	様式 29	1 部	—	9 部
②③	子育てひろばあっぱい芝浦との効率的・効果的な連携・交流についての具体的提案	様式 30	1 部	—	9 部
②④	再委託を予定している業務 a. 委託内容 b. 委託を行う理由 c. 委託予定金額 d. 委託予定先・所在地及び選定理由 ※区内中小企業やシルバー人材センターなどを積極的に活用してください。 ※本園・分園それぞれで作成してください。	様式 31① 様式 31②	1 部	—	9 部
安全対策・危機管理に関する書類					
②⑤	乳幼児の活動中(施設内・戸外)の安全対策・危機管理体制の取組について(設備の適切な維持管理等含む)	様式 32	1 部	—	9 部
②⑥	健康・衛生管理(保健計画、児童の健康管理、疾病、感染症等の対応、施設の衛生管理等)	様式 33	1 部	—	9 部
②⑦	食事提供時の安全への取組(アレルギー対応、誤食・食中毒予防等の取組)	様式 34	1 部	—	9 部
②⑧	情報セキュリティ及び個人情報保護に関する考え方と具体的な取組(職員への研修体制等含む)	様式 35	1 部	—	9 部
その他					
②⑨	区内中小企業の活用、シルバー人材センター活用等の高齢者の雇用促進に向けた取組	様式 36	1 部	—	9 部
③⑩	今後の障害者法定雇用率の達成見込みと障害者の雇用促進に向けた取組	様式 37	1 部	—	9 部

(7) 提出書類に関する留意事項

- ア 申請書類、計画書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。
- イ 上記のほか、区が必要とする書類の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合があります。
- ウ 申請書類等の著作権は、作成した団体に帰属します。ただし、提出された応募書類は返却できません。区の責任において一定期間保管後、廃棄します。
- エ 提出書類の文字フォントは可能な限り UDF (本文については B I Z U D 明朝 Medium、見出し(項目)については B I Z U D ゴシック)、11ポイントを使用し、A4判タテ1枚(両面可)で作成(所定様式が

定められているもの、パンフレット類を除く)し、ファイルに左綴じにしてください。なお、②のマニュアル本文は、計画書類のファイルとは別のファイルに綴り、ファイル表紙と背表紙に「②様式 28 関連 マニュアル本文」とそれぞれ正本、副本②を記入の上、提出してください。この場合、資料の右上に資料番号を振り、目次とページを付してください。

オ ファイルの表紙と背表紙には「港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園指定管理者申込書類一式」と記入、正本、副本①、副本②をそれぞれ表示し、ファイルのはじめに提出書類一覧表を目次として綴じてください。正本のみ、法人名を明記したシールを貼付してください。また、申請書類には、前記(5)の見出しを、計画書類には前記(6)の見出しをインデックスでつけ、見出し毎に通し番号のページを付してください。

カ 副本①は正本をそのまま複写、副本②は法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング(黒塗り)のうえ、提出してください。

キ 上記のほか、電子媒体(CD-R)に正本及び副本を入力したものを1部提出してください。

ク 区は、指定管理者の選考結果及び提案内容等を公表する場合等、区が必要と認めるときは、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。ただし、公開することにより応募者に明らかに不利益を与えると認められる書類については公表しません。

ケ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(8) 応募に関する留意事項

ア 選考委員会委員等との接触について

公募要項の公表日以降、公募説明会等区が提供する機会を除き本件提案に関して、選考委員、区職員等への接触は禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

イ 応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合は、辞退届(様式自由)を提出してください。

ウ 費用の負担について

提案や指定後の協議に対しての参加報酬・交通費及び受託のための準備等にかかる経費は、応募者の負担とします。

エ グループによる応募の構成団体の変更について

グループによる応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

(9) 質疑の受付及び回答

ア 質問書の受付

質問書に必要事項を記入し、次の提出先にメールで送信してください(送

信未達を防ぐため、電話にて到着確認の連絡をお願いします。)。これ以外での方法（持参、郵送、電話、FAX、口頭等）又は、期間を過ぎたものは受け付けません。

- (ア) 質疑受付期間 令和6年2月19日（月）～令和6年3月1日（金）
平日午前9時から午後5時まで
- (イ) 提出先 港区芝浦港南地区総合支所管理課 （担当）佐藤・北野
電話：03（6400）0033
E-mail：minato52@city.minato.tokyo.jp

イ 質問回答

令和6年3月15日（金）を目途に、全ての質疑に対する回答書をメールで送信し、港区ホームページでも公表します。なお、回答の際は、質問をした団体名は公表しません。

この回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有します。

なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの）によっては回答しないことがあります。

(10) 申請書類の受付

申請を希望する法人又は団体は、次により申請してください。
区にこれらの書類を提出した事業者を申請者とします。

- ア 提出期間 令和6年2月19日（月）から5月24日（金）まで
平日の9時から17時まで
※ 申請書類の提出に際しては、事前に下記に連絡の上、指定された日時に来所願います。
※ 申請書類は郵送でも受付可能ですが、提出期限日までの必着とします。（郵便事故等であっても、期限日までに届いていない場合は、受付できません。到達確認の可能な方法で送付するか、以下提出先まで電話にて到達確認を行うなど、期限日までに確実に届く方法で送付してください。）
※ 申請書類提出後の内容変更は、提出期限まで受け付けません。
- イ 提出先 港区芝浦一丁目16番1号 みなとパーク芝浦1階
港区芝浦港南地区総合支所管理課 （担当）佐藤・北野
電話：03（6400）0033

2 指定管理者候補者の選考・選定

(1) 指定管理者候補者の選考

ア 指定管理者候補者は、「港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園

分園指定管理者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において選考します。

- イ 審査方法は、応募者から提出された書類による第一次審査と、第一次審査通過者に対するプレゼンテーション等を含めた第二次審査を予定しています。
- ウ 第二次審査では、提案書に記載した港区立しばうら保育園の園長候補者及び港区立しばうら保育園分園の分園長候補者が対応してください。なお、出席者は原則5名までとします。
- エ 審査の過程において、選考委員による事業所の視察を行うこともあります。
- オ 審査の結果、ふさわしい候補者がいない場合、選考しない場合があります。
- カ 指定管理者候補者として選考された事業者は、辞退することはできません。

（2）指定管理者候補者の選定

- ア 選考委員会が選考した指定管理者候補者について、全庁的な視点から港区指定管理者選定委員会で審議したうえで、区として指定管理者候補者を選定します。
- イ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった応募者のうちから新たに候補者を選定することがあります。
- ウ 指定管理者の指定は、港区議会での議決を経て行います。

（3）基本的な選考基準

- ア 安定的な経営基盤を有していること。
（公認会計士による財務状況分析を実施します。）
- イ 業務の実績について
類似施設の管理運営実績
- ウ 事業運営について
 - （ア）法人の保育理念、基本方針及び事業計画
 - （イ）保育目標、全体計画、個別計画及び指導計画の考え方（保育所保育指針を踏まえた小学校への円滑な接続を含む）
 - （ウ）特別保育事業に関する取組や考え方
 - （エ）保育園の運営に対する取組や考え方
 - （オ）食事の提供の取組や考え方
 - （カ）保護者との関わりに関する取組や考え方
 - （キ）障害や外国籍、性的マイノリティ等特別な支援や配慮が必要な子どもへの取組や考え方
 - （ク）子ども自身の悩み・トラブルへの対応・人権に配慮した事業運営に関する

る取組や考え方

- (ケ) 地域特性を踏まえた児童の健全育成に対する取組
- (コ) 地元町会・自治会や近隣住民、関係機関等との連携・交流
- (サ) 提案事業計画・自主事業計画（公募要項 P4（2）（3）について）
- (シ) 指定管理者変更時の業務引継計画

エ 管理運営体制について

- (ア) 職員の配置（正規、正規以外、常勤、非常勤職員の人数、資格、経験年数、賃金体系）
- (イ) 園長、分園長及び副園長 2 名の経歴・役割分担
- (ウ) 人材確保・職員採用に対する取組・考え方
- (エ) 人材育成（研修）、職員の定着に対する取組・考え方
- (オ) マニュアルの整備
- (カ) 分園から本園への接続を見据えた連携体制
- (キ) 子育てひろばあっぱい芝浦との効率的・効果的な連携・交流についての具体的提案

オ 安全対策・危機管理について

- (ア) 安全対策及び危機管理体制
- (イ) 健康・衛生管理（保健計画、児童の健康管理、疾病、感染症等の対応、施設の衛生管理等）
- (ウ) 食事提供時の安全への取組
- (エ) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する考え方と具体的な取組

カ 資金・収支計画及び受託経費について

キ 区内中小企業の活用、シルバー人材センター活用等の高齢者の雇用促進についての考え方と具体的取組

ク 障害者法定雇用率の達成見込みと障害者の雇用促進に向けた具体的取組

ケ 総合評価

(4) 審査結果の通知

審査結果は、第一次審査、第二次審査ともに応募者全員に文書で通知します。

(5) 第二次審査用資料の提出

第一次審査通過者は、第二次審査におけるプレゼンテーション用資料の提出を求める場合があります。詳細は、第一次審査通過者に連絡します。

IV 決定後の手続

1 基本協定書・年度協定書

(1) 協定の締結

区議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、区は指定管理者と協定を締結します。

締結する協定書は、指定期間を通じた包括的な施設の管理・運営に関する基本的事項を規定する基本協定書と、年度ごとの管理・運営業務や指定管理料に関する事項を規定する年度協定書の2種類です。

(2) 基本協定書の主な事項

- ア 指定期間
- イ 業務の範囲
- ウ 施設の運営
- エ 施設の維持管理
- オ 区が支払うべき経費
- カ 保険の加入
- キ 自主事業（※自主事業がある場合）
- ク 区と指定管理者の役割分担
- ケ 業務の再委託
- コ 事業計画書、事業報告書等の提出
- サ 業務の引継ぎ
- シ 利用者アンケート実施
- ス モニタリング
- セ 第三者評価
- ソ 緊急時の対応
- タ 環境への配慮
- チ 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び関係書類の整理・保管
- ツ 情報セキュリティ
- テ 指定の取消し及び管理業務の停止
- ト 損害賠償
- ナ 権利義務の譲渡の禁止
- ニ 目的外使用の禁止
- ヌ 施設・設備等の原状回復
- ネ 区と指定管理者の管理責任の分担
- ノ その他区長が必要と認める事項

(3) 年度協定書の主な事項

- ア 目的
- イ 協定の期間
- ウ 指定管理料の額
- エ 指定管理料の支払
- オ 指定管理料の清算
- カ 協議

2 事業計画書及び収支予算書の作成

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

年間の事業計画書及び収入・支出の概算予定書の提出等

(2) 事業報告書及び収支決算書の作成

区が指示する事業報告書の提出（毎月の施設利用実績、施設の維持管理業務の実績等）、収支決算書の提出等

3 業務の引継ぎ等

指定管理者は、指定期間開始前の期間内に6か月を上限として準備業務を行うものとします。特に利用者にとって円滑に新たな指定管理者への移行を実現するため、区や関係機関と指定管理者による移行準備を実施してください。

指定管理者が変更となる場合には、新たな指定管理者は、事業者が交替することにより、利用者に不安や影響を与えないよう、入念な引継ぎに努めてください。

引継ぎ等に係る経費は、区が経費を負担する項目（利用者・入所者の個人情報に関する引継ぎなど、指定期間開始前の一定の期間、当該施設で直接引継ぎを行う必要があるもの）を除き、新たな指定管理者が負担します。

なお、区が経費を負担する項目に係る引継ぎについては、令和6年10月から実施し、本業務については別途委託契約を締結します。

指定期間終了時又は指定の取消しによって管理運営業務が終了する際は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう引継業務を実施してください。

※労働環境確保策の一環としての雇用継続の要請について

新たに指定管理者となる事業者は、当該指定管理の協定締結前から当該業務に従事していた職員のうち希望する労働者について、新たに指定管理の協定を締結する事業者による継続雇用をお願いします。

4 情報の公表

(1) 応募書類等

公募時に提出された書類は、理由を問わず返却しません。申請書類、計画書類等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、区は公表等する場合には、申請書類、計画書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例の規定に基づき、公開請求の対象になります。

(2) 選考・選定過程の情報

指定管理者候補者の選考過程に関する情報（応募書類、選考委員会報告書、公募時質問項目、選考委員会選定調書、選考委員会会議録・選定委員会会議録等）は、原則公表します。なお、事業者名については、決定事業者のみ公表の対象とします。

(3) 指定管理業務に関する情報

基本協定書、年度協定書、事業計画書等の事業運営に係る書類、第三者評価及び労働環境モニタリングの結果等、指定管理業務に関する情報は原則公表します。

5 モニタリング等の実施

(1) モニタリングの実施

指定管理者は、毎月の業務実績等の報告書を定められた期日までに提出し、区へ報告します。区は報告に基づき施設の運営状況等を確認します。また、指定管理者に対する月次モニタリングとして、チェックシート等を活用し、施設の運営状況等の把握に努めます。

また、指定管理者は、施設利用上の問題等の解決策を検討し、業務を円滑に実施するため、必要に応じて、情報交換や業務の調整を図る場を設けます。

このほか、指定管理者は、利用者懇談会などを開催し、（おおむね3か月に1回程度）、意見箱の設置等による利用者等の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの把握を行います。

区が行うモニタリングは、月次モニタリング及び年度終了時モニタリング等があり、モニタリング等の結果は、指定管理施設検証シートとして取りまとめ、ホームページで公表します。

(2) 第三者評価の実施

区は、指定管理者に対し、原則として指定期間中に3回（3年目、6年目、9年目）、第三者評価機関又はこれに類するものによる評価の受審を義務付け、その結果を業務運営の改善指導に活用します。第三者評価機関との契約は区が実施しま

す。

(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出

区は、公の施設として利用者の安全・安心の確保をはじめ、区民・利用者サービス維持・向上の観点から、指定期間の2年目及び7年目に社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施します。社会保険労務士との契約は区が行います。

また、施設で勤務する職員（業務の一部を第三者へ再委託をする場合に施設で勤務する職員についても含みます。）に支給される賃金について、最低賃金水準額を満たしているか確認をするため、職種ごとに最も低額の賃金の支給を受けている職員に関する賃金状況給付シートの提出が必要となります。

(4) 監査の実施

ア 地方自治法第199条第7項の規定により、区長又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことがあります。

イ 港区では、公正性、透明性をより一層確保するため、平成13年度から外部監査人（公認会計士や弁護士等）による包括外部監査を実施しています。公の施設の管理に関する業務に関し、包括外部監査の対象となる場合があります。

6 指定の取消し等

(1) 指定の取消しと業務の停止

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定の取消し又は業務の停止を命じることがあります。その場合において、指定管理者に損害が生じても、区はその賠償の責めを負いません。

ア 指定管理者がⅢの1の(1)に該当しなくなったとき。

イ 区が行う施設への実地調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

ウ 実地調査の結果に基づく区の指示に、正当な理由なく従わないとき。

エ 経営状況が悪化し、管理運営を継続することが著しく困難となったとき。

オ 協定に違反したとき。

カ 応募書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

キ 違法行為や非行行為に関与するなど、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上不相当と判断されるとき。

ク その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になったとき。

ケ 指定管理者から協定解除の申出があり、その理由を合理的なものと認めるとき。

コ 不可抗力の事由により、業務の継続が困難になったとき。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業の継続が困難となり、指定が取り消される場合でも、次の指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わなければなりません。

イ 不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、管理継続の可否について協議することとします。

【問合せ先】 〒105-8516 港区芝浦一丁目16番1号
港区芝浦港南地区総合支所管理課 (担当) 佐藤・北野
電話：03(6400)0033